

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月12日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	6
・報告第1号 令和5年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について	
・報告第2号 令和5年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・承認第1号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
・承認第2号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
・承認第3号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関	

し承認を求めることについて

諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 2 0

- ・ 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 2 1

- ・ 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

諮問第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 2 2

- ・ 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 2 3

- ・ 議案第 1 4 号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し議決を求め
ることについて

議案第 1 号～議案第 1 3 号の上程、説明、委員会付託…………… 2 5

- ・ 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例について

- ・ 議案第 2 号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

- ・ 議案第 3 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- ・ 議案第 4 号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行
条例の一部を改正する条例について

- ・ 議案第 5 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

- ・ 議案第 6 号 ふれあい農園条例を廃止する条例について

- ・ 議案第 7 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正す
る条例について

- ・ 議案第 8 号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関す
る条例の一部を改正する条例について

- ・ 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算（第 5 号）

- ・ 議案第 1 0 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

- ・ 議案第 1 1 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

・議案第 12 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 13 号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
認定第 1 号～認定第 8 号の上程、説明、委員会付託	30
・認定第 1 号 令和 5 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第 2 号 令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 3 号 令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第 4 号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 5 号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 6 号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 7 号 令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
・認定第 8 号 令和 5 年度岩泉町水道事業会計決算	
一般質問	37
8 番 坂本 昇議員	37
3 番 畠山昌典議員	50
6 番 三田地久志議員	56
散会の宣告	67
第 2 号（9 月 13 日）	
出席議員	69
欠席議員	69
職務のため議場に出席した者の職・氏名	70
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	70
議事日程	71
開議の宣告	73
議事日程の報告	73
一般質問	73
7 番 林崎寛次郎議員	73
4 番 畠山和英議員	81

1 番 千葉泰彦議員	8 9
散 会 の 宣 告	1 0 5

第 3 号 (9月17日)

出席議員	1 0 7
欠席議員	1 0 7
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 0 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 0 8
議事日程	1 0 9
開 議 の 宣 告	1 1 1
議事日程の報告	1 1 1
議案第1号～議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 1

- ・議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- ・議案第 2 号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 ふれあい農園条例を廃止する条例について
- ・議案第 7 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第10号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

・議案第 1 1 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
・議案第 1 2 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 1 3 号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
散 会 の 宣 告	1 1 5
第 4 号 （9 月 2 0 日）	
出席議員	1 1 7
欠席議員	1 1 7
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 1 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 1 8
議事日程	1 1 9
開 議 の 宣 告	1 2 1
議事日程の報告	1 2 1
認定第 1 号～認定第 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 1
・認定第 1 号 令和 5 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第 2 号 令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 3 号 令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第 4 号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第 5 号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 6 号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第 7 号 令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
・認定第 8 号 令和 5 年度岩泉町水道事業会計決算	
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
・議案第 1 5 号 ふれあいらんど岩泉再整備（その 1）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
・議案第 1 6 号 ふれあいらんど岩泉再整備（その 2）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	

議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
・議案第 17 号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	128
・請願第 1 号 現行の健康保険証を残すことを求める請願	
発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
・発議案第 3 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）の提出について	
閉会の宣告	131
署名	133

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 1 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 8 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 9 月 1 2 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 6 年 9 月 1 2 日 午 後 2 時 4 2 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 寛次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 1 2 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 令和 5 年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 5 報告第 2 号 令和 5 年度教育委員会事務点検評価報告書 (主要施策の成果に関する報告書)

日程第 6 承認第 1 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 3 号) の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 7 承認第 2 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 2 号) の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 8 承認第 3 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第 1 0 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第 1 1 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第 1 2 議案第 14 号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し議決を求めることについて

日程第 1 3 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

- 日程第 1 4 議案第 2 号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 3 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 4 号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 5 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 6 号 ふれあい農園条例を廃止する条例について
- 日程第 1 9 議案第 7 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 8 号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 2 議案第 10 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 11 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 12 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 13 号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 認定第 1 号 令和 5 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 7 認定第 2 号 令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 8 認定第 3 号 令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 2 9 認定第 4 号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 0 認定第 5 号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 1 認定第 6 号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 2 認定第 7 号 令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 3 認定第 8 号 令和 5 年度岩泉町水道事業会計決算
- 日程第 3 4 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和6年第3回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、1番、千葉泰彦さんから所用のため遅刻する旨届出が提出されておりますので、ご報告します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、坂本昇さん、9番、早川ケン子さん、10番、三田地和彦さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、9月9日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月20日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び令和6年7月宮古地区広域行政組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

以上でございます。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 令和5年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、
報告第2号 令和5年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）について順番に報告を求めます。

報告第1号は、三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 令和5年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について。

令和5年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

1、健全化判断比率。比率名、令和5年度、早期健全化基準の順に読み上げさせていただきます。実質赤字比率、「―」、14.38%。連結実質赤字比率、「―」、19.38%。実質公債費比率、13.1%、25.0%。将来負担比率、「―」、350.0%。

備考。実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「―」を記載するものとする。

2、資金不足比率。会計名、令和5年度、経営健全化基準の順に読み上げさせていただきます。水道事業会計、「―」、20.0%。観光事業特別会計、「―」、20.0%。公共下水道事業特別会計、「―」、20.0%。

備考。資金不足額がない場合は、「一」を記載するものとする。

令和6年9月12日、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 報告第2号は、三上訓一教育次長、どうぞ。

〔教育次長 三上訓一君登壇〕

○教育次長（三上訓一君） 報告第2号 令和5年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和5年度教育委員会事務点検評価報告書を提出する。

令和6年9月12日、岩泉町教育委員会。

それでは、報告書の概要について説明させていただきます。本資料3ページ、目次を御覧ください。本報告書の構成は、はじめにの部分で4項目、点検評価結果の部分で大きく5項目に区分し、報告書を作成しております。

4ページをお開き願います。はじめにの1、趣旨についてです。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされておりますことから、今回議会に提出するものでございます。

2の点検評価の対象は、令和5年度の教育委員会所管の主な施策、事業等とし、3の点検評価の方法は、その進捗状況を確認し、点検評価を行うとともに、併せ課題の分析と今後の対応方向を示しております。

なお、点検評価に当たりましては、客観性を確保するため、学識経験を有する外部の方に委員を委嘱し、7月16日に会議を開催し、様々なご意見を頂戴したところです。なお、委員は、本年度1名増やし、記載の4人の方をお願いしたところでございます。

4の点検評価結果報告の構成ですが、（1）の点検評価の項目は記載の5項目に分け、点検評価を行ったところです。

5ページになります。（2）の領域目標と（3）の現状と課題、目指す姿では、第8次岩泉町教育振興基本計画に掲げている目標等をそれぞれ掲載し、（4）の取組項目と（5）

の進捗状況・評価については、主な取組概要と進捗状況を記載し、事務局内での自己点検と自己評価を行ったところであります。(6)の現状値・最終目標値は、教育振興基本計画における目標値、そして令和5年度の現状値を掲載し、(7)の主な事業実施状況は、その実施内容、金額を記載しております。(8)の点検評価委員等からの主な意見は、点検評価委員と教育委員からいただいた意見を掲げ、(9)の今後の課題と対応方向については前述の意見等を踏まえ、今後の取組を進める上での課題と対応方向を示したところでございます。

本日は、時間の関係から詳細な説明は省略させていただきますが、内容をご確認いただき、決算審査特別委員会で質疑等をいただければと存じます。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第6、承認第1号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第1号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,814万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億8,319万6,000円

とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和6年8月12日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算につきましては、さきの台風第5号により被災した施設を早期に復旧するため、直ちに予算の措置が必要であることから、令和6年8月12日付で専決処分したものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。9ページをお開き願います。4款2項1目塵芥処理費ですが、14節、一般廃棄物一時保管施設搬入路復旧工事に130万円を計上しており、これは搬入路のコルゲートパイプ流出等に対応すべく予算計上したものでございます。

5款2項3目町有林管理費では、12節、町有林作業道復旧委託料として412万9,000円を計上しており、これは路面洗掘となった滝野事業区作業道の復旧を行うものであります。

7款2項2目道路維持費では、安家地区の流出した生活橋4橋分の仮復旧工事600万円を計上しております。

次のページ、10ページ上段、8款1項5目13節では、最大3日間の断水となった襷綿地区等の方々への龍泉洞温泉ホテルの入浴支援を提供した7万4,000円を計上しております。

10款2項1目農業施設災害復旧費では、14節で農道、牧道で発生した路面洗掘等について直営での復旧工事を行うべく予算860万円を計上したものでございます。

2目林業施設災害復旧費では、14節で林道10路線の災害復旧工事として2,300万円を計上しております。

また、3項1目道路橋梁災害復旧費では、12節に測量設計委託料7,382万1,000円を計上しております。これは、災害査定を受けるための測量設計を行うものであります。同じく14節では、公共土木施設災害復旧工事で1,950万円を計上しております。これは、路

面洗掘、路肩崩落等のあった町道17路線分の災害復旧工事予算を計上したものであります。

2目河川災害復旧費では、護岸崩落等のあった町管理河川10河川分の応急復旧費用として、14節に河川災害復旧工事850万円を予算計上しています。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページにお戻り願います。19款1項1目繰越金で、本補正予算の財源調整として9,144万7,000円を計上しております。

次に、21款1項5目災害復旧事業債で5,670万円を追加しております。これは、農道、林道、道路、河川の各災害復旧工事について、一般単独災害復旧事業債の導入を予定しているものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、5ページにお戻り願います。第2表、地方債補正であります。災害復旧事業において追加の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を12億7,750万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 産業常任委員会でも今回の台風の災害について、全部ではないのですが、一部現地調査をしました。その中で、今ここで生活橋4橋の復旧ということがありますけれども、4橋全部のこれはどういう復旧なのか、この内容についてご説明願います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 生活橋4橋の予算の関係でございますけれども、4橋のうち全部流出した橋が3橋ございました。それから、一部流出というものが1橋ございまして、一部流出のところにつきましては、もうそのとおり盛土なり済ませておいてということで、復旧は既に完了しておりました。そのほかに、今回のこの予算につきましては、いわゆる歩行者、人が歩ける程度の橋を早急に対応していきましようということで予算措置をしたもので、その後の恒久的なものについてはまだ今後ということにはな

っておりますけれども、いずれ人が渡れるような状況の橋を先に整備しようという考え方で予算を計上させていただいております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 4橋とも人が渡れるような橋をまず今回はやったと。そして、次には予算等が出てくるかと思っておりますけれども、今後、この4橋についてはどういうふうに進めるのか、この見通しも含めて、あと考え方も含めてどのようにお考えか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 一部流出した橋につきましては、従前、車が通れるぐらいの橋だったということです、こちらのほうは一部流出のところは復旧をさせて、今車の往来ができるというふうな状況になっております。そのほか3つの橋ですけれども、まずは人が歩けるような状態にするというふうなことで既に進んでいるところもありますし、作業中のところもございます。その先の復旧の在り方につきましては、やはり河川の管理者との調整なり、関係機関と様々協議を進めていかなければならないような状況になっておりますので、その辺を進めていきながら、その復旧の在り方についてはこれから議論、検討していくというふうな状況で考えております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 今回災害復旧で予算計上されたわけですが、これが具体的に関係省庁から予算がつくのはおおむね何日ぐらいかかるのか。そしてまた、これが今日議会を通ったらば、いつ頃から工事に入るのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回の災害の予算の関連ということでございますので、今の専決をしたところは応急、とにかく急ぐ分を予算計上してございます。今定例会中の9月補正予算、5号補正予算のほうでは、その中でまた急ぐ分でございますが、本格的なのは今回の専決予算でお願いした測量設計調査が終わった後の12月のところで工事費のほうは計上になると思いますので、事業自体はですので繰り越してのものになるかと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂丈司さん。

○11番（合砂丈司君） 4番の議員とも関連しますが、4か所とも生活橋、安家地区となっておりますが、その場所を4か所とも詳しくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 4か所の橋梁の位置、場所ですけれども、江川地区が1か所になります。それから、茂井地区といいますか、県道の普代小屋瀬線の支所よりも野田側といいますか、普代側といいますか、そちらのほうにある3橋になります。ちょっと地区でいうと、茂井とかというふうな行政区になるかなとは思っていましたが、その部分が3か所になっております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂丈司さん。

○11番（合砂丈司君） 茂井地区が3か所となりますが、茂井の一番下流も含まれておると思うのですが、毎回あそこは何回工事しても流されるような気がするのです。それで、これからまた再度架け替えを、先のことだと思うのですが、計画する考えはあるのかどうか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 流出した橋の復旧につきましては、特に茂井のほうの地区といいますか、こちらは河川管理者、ここは2級河川の安家川になるのですが、やはり河川管理者ともきちっと協議をしていかなければならないというふうな状況になっておりますので、ですのでそういった協議を進めて検討しながら、どういった復旧の在り方というふうなことをこれから検討していくというふうな状況になっておりますので、いずれ方向性はまだこれからというふうになっております。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂丈司さん。

○11番（合砂丈司君） 予算もかなりかかると思うのです。何か協議して、一番下流のほう、何とか検討して、移転と言われるけれども、そういうようなことも検討……本人がどうしても住みたいと言えればそれまでだと思うのですけれども、それまで検討する余地があるのではないかと思うのですが、その考え方について。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 私の立場から申し上げるのは、生活橋のことということ

にはなりますけれども、先ほども今後の検討、協議というふうなことは、そういった意見といいますか、住み替えといいますか、そういうふうなものも含んだ形での検討というふうに捉えていただければなというふうに思いますし、私のほうからそういうふうな方向でというのは全く真っさらな状態ではありますけれども、いずれその辺はこれから詰めていきたいなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 今の橋の関係なのですが、流出した鉄板とか鉄骨とかが散乱しているのです。これは、誰が片づける義務者なのかというのを教えてもらえればと思います。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 基本的な考え方は、まさに占有者、要は架けていた方の所有物になりますので、その方に第一義的には撤去していただくものになるというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） ただ、その方々がやれないとなった場合にはどのような策があるのか、お願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 策というものを考えたときに、なかなかどうしようのあるかと言われれば、私もちょっと浮かばないというか、いずれ撤去するためには何かしらの作業があつて、それを、では誰が費用を負担するのだと。自ら業者さんを頼んで撤去していただければ、それにこしたことはないというふうなことになりますけれども、それができないがゆえにいろんな相談が我々のほうにも来るというような状況になると思います。そこをどうしていくのかというところは、私も今のところ明確にこういったものがありますというふうなことはできないのですけれども、基本的には架けるときに、そういったものがあつた場合には自ら直しますというふうなところで許可を受けたりしているところもあるので、それを突きつけてしまえばそれまでなのですが、そこら辺のところをどういうふうな形で解決していくのかというのも、ちょっとこれから架けるのも含めて、撤去も含めて検討していかなければならないかなというふうに思っ

ております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 10ページの上段の13節使用料及び賃借料ですか、の入浴施設使用料なのですけれども、これの経過と詳細をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

まず、今回お盆中に褒綿地区と、それから二升石地区での断水が想定されまして、ぴーちゃんねっと等で周知をさせていただきました。ただ、結果として、二升石のほうは首の皮一枚といいますか、そういったところで断水には至らなかったのですけれども、褒綿のほうにつきましては断水という事態を生じさせてしまい、利用者の方々に大変ご迷惑をおかけしたところではあるのですけれども、そこで今までも入浴というような支援をしてきた経過もあるというようなところもあって、温泉ホテルのほうからも早急に対応していただいたというようなところがございます。

一方で、我々のほうが現場対応であるとか給水対応で、なかなか周知のほうをうまくできなかったという反省が正直ございます。そういったところについては、今後に生かしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 実は、断水地域の方々全員がこれを知っていたわけではなくて、ぴーちゃんねっとでもその周知はされなかったということを聞いております。皆さん本当に災害対応で大変な中だとは思いますが、せっかくそういったことをしているということは、ぜひその断水地域の方々に周知されるような手だてというのは必要かと思うのですけれども、それをお願いしたいのですが、それはいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） ただいまのお話はごもっともだと思います。先ほども申し上げましたが、ちょっと今回は正直反省点もございました。そういったことは、次こういったことはないほうがいいわけですが、万が一あった場合にはこういった経験を生かしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第7、承認第2号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第2号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,662万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和6年8月12日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算につきましては、先ほどご説明申し上げました一般会計同様、さきの台風災害により被災した龍泉洞の洞内照明設備等の応急復旧費を計上しております。本補正予算は、前年度繰越金で財源調整を行ってございます。

以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 電気設備についての応急処置が出ました。ただ、大量の水があれぐらい流れた場合の床板、あれについては影響がなかったのか。下部の鉄骨の部分も含めて、それについての点検の関係についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えいたします。

先般の台風5号による洞内の被災の状況でございますけれども、照明設備のほか、通路の板、「ショウバン」と言っておりますけれども、そちらのほうの破損が今回は3枚ほど出ております。参考までに、昨年の5年度の大雨の際の被害は2枚というところがございます。手すり等の点検についても同時にしてございまして、そちらのほうの被害は確認されておられません。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） いずれ何万人、十何万人という人たちが歩く通路であります。見た目だけでは分からない部分もあるかと思しますので、下部からの点検にせよ、専門的な知識の人からも定期的に、災害復旧だけにかかわらず、平素の点検が必要かと思うの

ですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

洞内に入られます観光客の安全のために歩廊板の強度、あとはフレーム自体の強度的なことにつきましては、定期的に点検を業者のほうに委託しまして、安全のほうは確認してございます。今回の台風の被害で入洞再開に当たりましては、町内の業者さんのほうに点検のほうをしていただきまして、同じような形で安全を確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫龍介さん。

○13番（八重樫龍介君） 1点お伺いします。

今回の台風で閉洞になりまして、見込まれた入洞者数と入洞料は幾らぐらいになるかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 今回の増水によりまして、閉洞が8月12日から24日までの13日間ありました。この間の入洞見込み数につきましては約2万人と想定してございます。昨年度も2万人という形でございました。昨年は14日から、今年は12日からというところで、今回の閉洞期間は短かったのですけれども、入洞者数は13日、14日の分が相当大きいもので、やはり2万人という形で手前どものほうでは推計をしてございます。入洞料金につきましては約2,000万円という形になってございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第8、承認第3号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 承認第3号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,825万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億144万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和6年8月15日、岩泉町長、中居健一。

本補正予算につきましては、参議院岩手選挙区選出議員の辞職に伴い、令和6年8月15日に補欠選挙の事由が生じたことから、それに対応する各種経費の補正予算を専決処分したものであります。

なお、投開票は令和6年10月27日執行となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから承認第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 予算書の歳出の中で、いわゆる補正前の金額、そしてまた今回補正額、補正額のほうが相当金額が多いわけだ。そして、3,000万円以上かかっているのだが、これはどのように理解したらいいのか、説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） ご質問の内容のほうの確認ですけれども、補正額があつて、補正後の通計がということですか、3,000万円というのは。今回2款の総務費、4款選挙費で、4項の参議院の選挙費ということでございまして、こちらのほうの補正前の額があるという点でございますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） すみません。補正前の金額よりも、いわゆる補正額のほうが大幅に今度予算措置されたわけだ。そして、その中身を見れば、ほとんど内容は変わらないような内容なわけだ、選挙の費用というのは。それが3,100万円以上だかになったその理由は、どこからこんなに金額が、いわゆる補正前の金額が1,300万円ぐらいのものが今回また1,800万円も増えて、3,000万円以上になったわけだ。選挙の中身というのは、大体この摘要に書いてあるとおり、大した変わりはない項目だ。増えた理由というか、これはどうなったのか、説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） そうすれば、8ページ、9ページの歳出の中身のほうでございしますが、4目の参議院議員補欠選挙費は補正前の額はゼロになっています。下のほうに、議員がおっしゃられた補正前の額1,300万円でございますが、今年度は本来であれば選挙のほうで、国政選挙等の予定がなかった分でございますが、来年春の町議選の準備経費を計上してございます。ここの9ページの下欄の1,300万円というのは、これは項の計になりますので、この1,300万円は来年の町議選のための予算ということで、ですので今回の必要額は、この1,825万1,000円が必要になるという部分でございますが、ご理

解よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから承認第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、武田美枝子。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人権擁護委員木村一枝子が令和6年12月31日をもって任期満了となることに伴い、後任候補者として推薦しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから諮問第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、菊地凉子。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和6年6月30日をもって任期満了となった人権擁護委員竹花美千子の後任を選任したいことから、候補者として推薦しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

これから諮問第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、森子栄一。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人権擁護委員について、欠員が1名生じていることから、補充として候補者を推薦しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書を添付しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから諮問第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は適任と答申することに決定しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第12、議案第14号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第14号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し議決を求めることについて。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地

方自治法第291条の3第1項の規定に基づく協議に関し、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

今回の規約変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号の規定により、令和6年12月2日をもって後期高齢者医療の被保険者証が廃止されることから、岩手県後期高齢者医療広域連合規約第4条に規定する関係市町村の事務の一部を変更する必要性が生じたほか、関係市町村負担金の算定に係る基準日を見直すものであります。

2ページ、3ページに記載しておりますが、被保険者証が廃止されることから、規約別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改め、令和6年12月2日から施行します。また、共通経費負担金算定に係る基準日について、規約別表第2備考中、当該年度の10月1日を前年度の9月30日に改めることとし、令和7年度以後の負担金について適用するものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第14号の質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 新旧対照表の別表第1で、資格証明書から資格確認書の引渡しとか、返還の受付になっています。そうすると、この資格確認書というのは何年をめどに返してもらうという、結局資格証明書という制度ではなくなるということからこの文言が出ているのかどうか、ご説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

この新旧対照表の部分で、議員のほうからお話があったとおり、被保険者証及び資格証明書の引渡し、これが改正後は資格確認書等の引渡しに変わっていくという部分につきましては、12月2日をもって被保険者証及び資格証明書、そういったものが廃止され

ということになります。市町村の窓口におきましては、被保険者の皆様に対して、保険証の交付ですとか、また返還をしていただくという窓口での事務を行っているわけですが、それがこの法律改正によって被保険者証、そして資格証明書というものがなくなりますので、それに代わりまして新たに資格確認書等ということで、窓口で交付される証書と申しますか、そういったものの名称の変更があることによってこのような新旧対照になっておるといことです。事務そのものには変わりはありませんが、これは法律改正によって被保険者証、そして資格証明書、こういったものが廃止されるということによって窓口で交付される書類の内容といいますか、名称が変わることによって、このような改正後の新旧対照表というふうになっております。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第13号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第13、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第25号、議案第13号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）までの13件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり
設けるため、地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 12 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の
整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第 2 号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条
例について。

岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるた
め、地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 12 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多
機能端末機により各種証明書の交付を開始することに伴い、この条例を制定しようす
るものである。

次に、議案第 3 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治
法第96条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 12 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法の一部改正により、所要の整備を
図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第 4 号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法
施行条例の一部を改正する条例について。

岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により、議会の
議決を求める。

令和 6 年 9 月 12 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第6号 ふれあい農園条例を廃止する条例について。

ふれあい農園条例を廃止する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ふれあい農園用地がふれあいらんど岩泉再整備事業の用地として活用されることから、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第7号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和6年台風第5号災害の農地・農業用施設災害復旧事業に要する費用に受益者からの分担金を充てるため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第8号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会

の議決を求める。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立釜津田小学校を岩泉町立岩泉小学校に統合することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第9号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,401万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億7,546万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第10号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,489万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,319万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,495万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億39万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第13号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）、第1条、令和6年度岩泉町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）、第2条、令和6年度岩泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。支出、第1款下水道事業費用、（既決予定額）、1億6,350万円、（補正予定額）、35万9,000円、（計）、1億6,385万9,000円。

（資本的収入及び支出の補正）、第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,190万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,589万円、引継金1,601万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,885万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,589万円、引継金1,296万7,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、（既決予定額）、2億2,717万5,000円、（補正予定額）、305万円、（計）、2億3,022万5,000円。

（特例的収入及び支出の補正）、第4条予算第4条の2中「未収金及び未払金の額は、それぞれ129万円及び127万1,000円である。」を「未収金及び未払金の額は、それぞれ217万3,000円及び271万9,000円である。」に改める。

(企業債の補正)、第5条、予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。
(起債の目的)、公共下水道事業、過疎対策事業でございます。(既決予定額)、それぞれ
4,175万円、4,190万円、(補正予定額)、それぞれ165万円、140万円、(計)、それぞれ4,340万
円、4,330万円。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘巳君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第13号までの13件については、議長を除く全員の
委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに
したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘巳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第13号までの13件については、議長を除く全員の委
員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決
定しました。

◎認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託

○議長(菊地弘巳君) 日程第26、認定第1号 令和5年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
から日程第33、認定第8号 令和5年度岩泉町水道事業会計決算までの8件を一括議題
とします。

本案について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長(三上義重君) それでは、私のほうから順次ご提案を申し上げます。

申し訳ございませんが、タブレットの表題【認定第1号から第7号】令和5年度岩泉
町歳入歳出決算書(全体版)によりご説明させていただきます。タブレットページでは
なく、決算書のページで説明を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
す。

まず、令和５年度岩泉町歳入歳出決算書の２ページ及び３ページをお開き願います。
認定第１号 令和５年度岩泉町一般会計歳入歳出決算でございます。

次の４ページ及び５ページを御覧願います。歳入合計でございます。予算額124億2,495万7,000円、調定額117億9,961万6,530円、収入済額117億6,888万2,987円、不納欠損額78万4,025円、収入未済額2,998万5,335円、予算現額と収入済額との比較マイナス６億5,607万4,013円でございます。

次のページからが歳出合計でございます。８ページ及び９ページを御覧願います。歳出の合計でございます。予算現額124億2,495万7,000円、支出済額108億6,363万9,175円、翌年度繰越額11億4,485万8,100円、不用額４億1,645万9,725円、予算現額と支出済額との比較15億6,131万7,825円、歳入歳出差引残額９億524万3,812円。

令和６年９月12日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、170ページ、171ページを御覧願います。認定第２号 令和５年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

事業勘定の歳入合計でございます。予算現額11億7,755万9,000円、調定額11億7,379万3,704円、収入済額11億6,070万2,423円、不納欠損額168万7,154円、収入未済額1,142万727円、予算額と収入済額との比較マイナス1,685万6,577円。

次のページをお開き願います。事業勘定、歳出の合計でございます。予算現額11億7,755万9,000円、支出済額11億2,844万7,212円、翌年度繰越額はありません。不用額4,911万1,788円、予算現額と支出済額との比較4,911万1,788円、歳入歳出差引残額3,225万5,211円。

令和６年９月12日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、194ページ、195ページを御覧願いたいと存じます。診療施設勘定の歳入合計でございます。予算現額3,612万1,000円、調定額3,779万5,211円、収入済額3,779万5,211円、不納欠損額及び収入未済額はありません。予算現額と収入済額との比較167万4,211円。

次のページ、診療施設勘定の歳出合計でございます。予算現額3,612万1,000円、支出済額3,375万4,132円、翌年度繰越額はありません。不用額236万6,868円、予算現額と支出済額との比較236万6,868円、歳入歳出差引残額404万1,079円。

令和６年９月12日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、210ページ、211ページを御覧願いたいと思います。認定第3号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額1億2,234万9,000円、調定額1億2,192万8,048円、収入済額1億2,211万648円、不納欠損額1万6,200円、収入未済額12万7,000円、予算現額と収入済額との比較マイナス23万8,352円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1億2,234万9,000円、支出済額1億2,189万5,557円、翌年度繰越額はあります。不用額45万3,443円、予算現額と支出済額との比較45万3,443円、歳入歳出差引残額21万5,091円。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、224ページ、225ページを御覧願います。認定第4号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

事業勘定、歳入合計でございます。予算現額16億2,030万円、調定額15億8,147万7,495円、収入済額15億7,956万3,235円、不納欠損額80万6,360円、収入未済額129万7,440円、予算現額と収入済額との比較マイナス4,073万6,765円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額16億2,030万円、支出済額14億6,810万5,417円、翌年度繰越額はあります。不用額1億5,219万4,583円、予算現額と支出済額との比較1億5,219万4,583円、歳入歳出差引残額1億1,145万7,818円。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、248ページ、249ページを御覧願います。サービス事業勘定、歳入合計でございます。予算現額1,187万2,000円、調定額1,169万9,679円、収入済額1,169万9,679円、不納欠損額及び収入未済額はあります。予算現額と収入済額との比較マイナス17万2,321円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1,187万2,000円、支出済額1,121万3,500円、翌年度繰越額はあります。不用額65万8,500円、予算現額と支出済額との比較65万8,500円、歳入歳出差引残額48万6,179円。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、258ページ、259ページを御覧願います。認定第5号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額 1 億9,834万7,000円、調定額 2 億308万7,800円、収入済額 2 億308万7,800円、不納欠損額及び収入未済額はあります。予算現額と収入済額との比較474万800円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額 1 億9,834万7,000円、支出済額 1 億9,238万6,814円、翌年度繰越額はあります。不用額596万186円、予算現額と支出済額との比較596万186円、歳入歳出差引残額1,070万986円。

令和 6 年 9 月12日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、276ページ、277ページを御覧願います。認定第 6 号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額 3 億7,167万7,000円、調定額 3 億6,956万8,250円、収入済額 3 億6,738万9,670円、不納欠損額5,160円、収入未済額217万3,420円、予算現額と収入未済額との比較マイナス428万7,330円。

次のページ、歳出合計でございます。予算額 3 億7,167万7,000円、支出済額 2 億1,383万3,745円、翌年度繰越額はあります。不用額 1 億5,784万3,255円、予算現額と支出済額との比較 1 億5,784万3,255円、歳入歳出差引残額 1 億5,355万5,925円。

令和 6 年 9 月12日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、294ページ、295ページを御覧願います。認定第 7 号 令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額447万2,000円、調定額406万4,651円、収入済額406万4,651円、不納欠損額及び収入未済額はあります。予算現額と収入済額との比較マイナス40万7,349円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額447万2,000円、支出済額397万3,743円、翌年度繰越額はあります。不用額49万8,257円、予算現額と支出済額との比較49万8,257円、歳入歳出差引残額 9 万908円。

令和 6 年 9 月12日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この会計別計算書のほか、主要施策の成果に関する報告書及び決算附属資料を提出してございます。ご参照いただきまして、ご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、別つづり、認定第8号 令和5年度岩泉町水道事業会計決算書で
ございます。

3ページ及び4ページを御覧願いたいと思います。認定第8号 令和5年度岩泉町水道事業会計決算報告書。款ごとに合計額で申し上げます。(1)、収益的収入及び支出。収入、第1款、水道事業収益、予算額合計4億424万4,000円、決算額4億3,187万8,641円、予算額に比べ決算額の増減2,763万4,641円。支出、第1款水道事業費用、予算額合計4億1,697万7,500円、決算額4億836万4,516円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額はありません。不用額861万2,984円。

続きまして、次のページを御覧願います。(2)、資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入、予算額合計2億6,274万7,000円、決算額2億5,664万7,116円、予算額に比べ決算額の増減マイナス609万9,884円。支出、第1款資本的支出、予算額合計5億3,297万8,000円、決算額5億151万2,638円、翌年度繰越額合計2,638万5,000円、不用額508万362円。

令和6年9月12日提出、岩泉町長、中居健一。

なお、この決算報告書のほか、財務諸表をおつけしておりますので、ご参照の上、ご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 説明が終わりました。

ここで、箱石憲市代表監査委員から決算審査結果について報告を求めます。

箱石代表監査委員、どうぞ。

〔代表監査委員 箱石憲市君登壇〕

○代表監査委員（箱石憲市君） 監査委員の箱石憲市です。よろしくお願いいたします。

それでは、監査委員を代表いたしまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、令和5年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況並びに岩泉町水道事業会計の決算を審査しましたので、その概要を説明申し上げます。

初めに、岩泉町各会計歳入歳出決算審査について説明いたしますので、「令和5年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況」

審査意見書の1ページをお開き願います。

第1、準拠基準、第2、審査の概要につきましては、記載のとおりです。

2ページをお開き願います。第3、審査の結果。各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金調書については、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であると認められた。

財務に関する事務の執行、財産の管理等に関する事務については、おおむね適正であると認められた。

定額の資金を運用するための各基金の運用状況については、法令及び設置目的に沿って適正であると認められた。

第4、審査意見を申し上げます。4ページ上段を御覧ください。

ふれあいらんど岩泉再整備事業等、翌年度以降に繰り越した事業があるものの、全般的に事務事業はおおむね的確に執行されているものと認められる。

厳しい財政環境の中、実質公債費比率は減少し、町債現在高も減少となり、主要基金の保有額は令和4年度末現在高からは減少しているものの、台風災害を受ける前の平成27年度の水準を超えており、堅実な財政運営は評価するところである。

今年度の決算状況はおおむね良好であったが、今後の財政運営を展望すると、少子高齢化、さらには生産年齢人口の減少等による税収減や地方交付税の減少が懸念され、厳しい財政状況が続くものと予測される。将来にわたり安定した行政サービスを提供するために基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を堅持し、健全で持続可能な行財政運営に努められたい。

結びに、岩泉町総合計画「岩泉町未来づくりプラン」に基づき、目指すべき将来像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、着実に各種施策を展開し、「将来に希望が持てるまちづくり」を進め、自然豊かで活気あふれる岩泉を次世代の子供たちに引き継ぐために、より一層の取組を期待するものである。

以上、第1から第4までを説明いたしました。第5、第6、第7は、決算の概要等で、審査意見書に記載のとおりです。

次に、水道事業会計決算審査について説明いたしますので、「令和5年度岩泉町水道事

業会計決算審査意見書」の1ページをお開き願います。

第1、準拠基準、第2、審査の概要につきましては、記載のとおりです。

第3、審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確で、当事業の当年度の経営成績及び財務状態を適正に表示しているものと認められた。

第4、審査意見を申し上げます。2ページ中段を御覧ください。

人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う修繕や更新、燃料費などの高騰等により、今後の経営環境はより厳しさを増すと考えられる。安全な水道水を安定して供給するとともに、次世代へ安全な水を引き継ぐため、令和5年度に改定した岩泉町水道事業経営戦略などの計画を着実に実行し、経営の効率化と透明化を進め、長期的な経営の安定を図られたい。また、水道事業の重要性、経営状況等について周知を図り、経営の現状と課題について広く理解を得ながら事業を推進されたい。

水道は、日常生活を送る上で必要不可欠であり、重要なライフラインである。今年1月に発生した「令和6年能登半島地震」においては、長期にわたる断水が発生し、多大な影響が生じている。災害発生時に改めて、水道の重要性を実感しているところである。

これまでも、東日本大震災、平成28年台風10号豪雨災害等においては、甚大な被害が発生している。非常時に備え、危機管理体制の整備を図るとともに、災害発生時の飲料水の確保と供給、早急な施設の復旧などの対策に万全を期されたい。

第5、水道事業会計の決算の概要につきましては、審査意見書に記載のとおりです。

以上、2つの審査意見書の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、お配りしております「審査意見書」を御覧いただくようお願いいたします。

決算審査に当たりましては、議会選出の坂本昇監査委員とともにを行い、審査意見につきましても、合議の上決定したものであります。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで監査委員の決算審査結果についての報告を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類等については、税務出納課において閲覧できるよう当局に申し入れたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は当局に申し入れることに決定しました。

なお、当局関係者が議場におりますので、決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類が閲覧できるよう申入れします。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時54分）

再開（午後 1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、13番、八重樫龍介さんから所用のため早退する旨の届出が提出されておりますので、報告します。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第34、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。通告に基づき、次の2点についてお

伺いたします。

8月12日に岩手県に上陸した台風第5号は、記録的な大雨をもたらしました。お盆中にもかかわらず、住民の命と安全を守るため、中居町長をはじめ、職員の皆様の昼夜に及ぶ対応に対し、敬意を表するものであります。甚大な被害をもたらした台風ではありましたが、人的被害がなかったことは、日頃の訓練、早め早めの対応が功を奏したものと感じております。

1点目の質問であります。今回の台風により被害を受けた褒綿や松橋の水源施設、町道鼠入川線や町道沢廻線等の道路決壊、洗掘などは、台風や大雨のたびに同じ箇所では被害が発生しており、復旧工事のみでなく、改善を図る対策を講じる必要があると思いますが、その考えについて伺います。

また、今後も気候変動に伴う異常気象、集中豪雨による洪水や土砂災害などが想定され、その際には早期避難が求められます。今回の台風では、孤立した世帯、集落がありました。防災ヘリの出動や救助隊による救助も目の当たりにしたところであります。直近の10年間でも、平成28年の台風第10号や令和元年の台風第19号、そして今年の台風第5号などの直撃を受けており、どれぐらいの雨量でどの集落が孤立するおそれがあるかを想定し、対策を講じられているものと推察します。

そこで、今回の早め早めの対応はもとより、最悪の事態を避けるため、今般の避難指示の的確さに加え、土砂崩れや洪水、増水による孤立が想定される住民に対し、早期避難を個別に促し、早期避難の実効性を高め、2次災害の防止に努めるべきと考えますが、その対応について伺います。

次に、小中高校生の提案の活用について伺います。岩泉高校では、毎年、総合学習の一環としてK I Z U K Iプロジェクトに取り組み、地域や企業の課題解決を目的とした探究、進路と自己実現を見据えた探究活動を行い、研さんを積んでおります。本年度も3学年の発表会が開催され、40名の生徒が人口減少や物価高、子育て、災害復興、そして町の活性化計画など40項目にわたる進路探究を行い、発表しておりました。岩泉高校ではほかにも、岩泉中学校とは「地域復興支援郷土芸能フェス」での共演、岩泉小学校には2学年生徒が出向き、「ジオラマ防災マップを活用した防災教室」なども行っております。

また、岩泉小学校では、6年生の子供たちが社会科学習の一環で、岩泉町のまちづくりを考え、「子ども議会」と題して発表会が行われました。参加した総務常任委員に対して、グループごとに考えた「きれいでカラフルな町」、「観光客が訪れる町」、「いろんな世代が遊べる町」などの提案発表があり、その後ワークショップを行いました。どれも大人目線では見過ごしがちな、子供ならではのまちづくりの工夫がなされておりました。

当町では、数年前まで中学生議会が行われ、子供たちの貴重な提案の機会がありましたが、現在は行われておりません。そこで、中学生議会の代わりに、これら高校生や小中学生の発表に町の三役を筆頭として課長等幹部職員が積極的に参加し、研究、提案事項に目を向け、次代を担う子供たちの目線を生かしたまちづくりを行う必要があると思いますが、その考えについてお伺いします。

さらには、対外的にもこれらの取組を情報発信することで、岩泉高校の魅力の発信にもなり、受入れ対応などにも結びつき、ひいては岩泉高校存続の力にもなるものと思われまので、その対応についてお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本年8月12日の台風第5号で被災をした水源施設に係る対策についてであります。袈綿と松橋の水道施設につきましては、今回の台風により大きな被害を受けたところであります。袈綿水道施設においても、8月13日から約3日間の断水が発生をしたところであります。お盆期間中でもありましたことから、在宅の方々も多く、そしてまた実家に帰省等をされていた方もいる中で、大変皆様にはご不便をおかけしたところであります。

議員ご指摘のとおり、今回被災をした両施設とも過去に同様の被害が発生をしているところであり、原形復旧を原則とする災害復旧事業では、今後におきましても同様のケースが懸念されますことから、どのような対策がどこまで必要なのか、そしてまた技術的な部分も含め調査研究を現在進めているところでもありますので、その結果等を踏まえ、今後財源の確保と併せ、関係機関等と検討をさらに進めてまいりたいと、このように考

えております。

次に、道路施設であります、町道鼠入川線については、平成28年台風第10号の豪雨災害により復旧をした河川兼用護岸が再度被災をし、また町道沢廻線におきましても、昨年8月の大雨により冠水をした箇所ですら再び被害が生じたところであり、町道鼠入川線は護岸崩落で通行止めとなり、町道笹平線の迂回を余儀なくされ、また町道沢廻線におきましては長期間通行止めとなるなど、大変ご不便をおかけしたところではありますが、現在は応急工事を終え、通行止めは解消しております。

議員ご提言の台風や大雨被害の再発防止については、町道沢廻線は現在県が進めております河川改修事業におきまして、河川断面の確保のほか、護岸の機能の補強を施工することで防災、減災につながるものと、このように期待をしているところであります。

また、町道鼠入川線など、災害復旧事業を実施する路線におきましては、再度の災害防止につながる対策工法について、現地の状況を踏まえながら、県や関係機関とも十分検討をしまいたい、このように考えております。そしてまた、それと同時に、このような同様の災害を繰り返さないための新たな災害復旧制度の創設などにつきましても、国のほうに、これまでも要望しておったわけでありましたが、これからも引き続き要望しながら、より安全性を高めるような工法について対応をしまいたい、このように思っているところであります。

次に、孤立が想定をされる住民に対する避難対策についてであります。今回の台風第5号においても、指定避難所の早期開設や避難指示等を適時に発令をするなど、過去の災害の経験を教訓に早め早めの対策、対応を取ったところであります。

住民の皆様に対する周知につきましては、ぴーちゃんねっと、防災メールあるいは防災行政無線、町公式ラインなどを活用しながら、早期避難や注意喚起を繰り返し呼びかけてきたところであります。町内10か所に開設をいたしました指定避難所におきましては、128世帯212人の方が避難をされたところであります。そしてまた、自主防災組織が自主的に19か所の公民館を開放したことによって、11世帯21人の方が避難をされたところであります。

孤立が想定をされる住民や独り暮らしの高齢者などに対しましても、町が直接避難の呼びかけをするとともに、消防団や自主防災協議会による避難の呼びかけについても再

三にわたり行ってきたところでありますが、残念ながら一時的に3集落5世帯13人が孤立の状態になったところであります。

今後におきましても、引き続き消防団、自主防災協議会、防災士などを中心とした地域コミュニティの強化を図りながら、災害リスクの高い世帯に対しましては、危険が迫る前に早期避難の呼びかけを徹底する、そしてまた住民個々の避難意識の高場をさらに図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、子供たちの目線を生かしたまちづくりについてであります。議員ご案内のとおり、岩泉高校で例年取り組んでいる「K I Z U K Iプロジェクト」におきましては、8月に岩泉小学生を対象に防災教室を実施するなど、高校生の視点で地域の課題解決を考える探究学習に積極的に取り組んでいただいております。

また、町内の小中学校などにおきましても、岩泉高校と同様に、様々な学習を通して、まちづくりに資する活動を行っていただいていると、このように承知をしているところであります。

中学生議会につきましては、3年前に一定の区切りをつけておりますが、その後も小中学校や岩泉高校におきましては、積極的に地域課題に向き合いながら、活動をしていただいております。これは、大変頼もしく感じているところであります。

子供たち目線での探究、気づきは、大人では気づかない視点が数多くあり、そのようなアイデアも積極的に取り入れたまちづくりを今後とも進めてまいりたいと、このようにも考えておりますので、「K I Z U K Iプロジェクト」をはじめとした様々な活動の場に町としても積極的に参加をし、児童生徒の目線でのアイデアに耳を傾けてまいりたいと、このように考えております。

また、児童生徒等が考えましたアイデアにつきましても、「町民アイデア実践支援事業」の補助金も活用できますので、自らのアイデアを自らが実践することで成功体験を肌で感じ取ってほしいなど、このようにも思っております。

このような取組の積み重ねが町内小学校や岩泉高等学校の魅力アップにもつながるものと考えておりますので、これからも町内外へ積極的に情報を発信しながら、このことがまた岩泉高等学校の進学促進にもつながるよう、さらに取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。それで、今回のテーマとして、この10年間に大きな災害が3つ、それ以上起きているわけですが、そのことによって行政でも、町民の側から見ても、まだまだ災害に対する怖さといいますか、風化に至っていないため、いろいろな対策を取るのに今がとても旬ではないかというふうなことで、質問をさせていただいているわけでございます。

そこで、天気予報なりが相当信憑性も高まってきて、線状降水帯なんかが出てきたとなると、もうどれぐらいの量の雨が降るか。例えば400ミリ、500ミリ、結果降るわけですが、そうすると岩泉町の山の流量面積と幹線断面が実測できているだろうと思われる部分があるので、そのためには今回孤立したような河川の向こう側と本通りから橋を挟んで向こうに行くというふうな人たちのために、あらかじめもっと強い意味での避難指示、避難勧告が必要ではないかと思うのですが、これを今回の雨にかかわらず、平常のうちから、いずれ雨が何ミリ超えたらば、あなたは何とかこっちの避難所に、あらかじめ仮設の住宅でもいいのですが、そういうふうなことでの日頃からの、特定できる孤立するであろうという人たちにはそういう対応が必要ではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章危機管理課長、答弁。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私どもも孤立されると思われる世帯の把握というものは、十分ではないと思っておりました。リスト化する、カルテ化する、こういったことで早めに呼びかけをできるというふうに思っておりますし、今回はその地域に近い地区支部の支部長、支所長だったり、地域の皆さん、消防団、議員各位から声かけをしていただいて、避難をしていただいたケースもありますし、かたくなに拒んで避難をされなかったケースがあります。こういったことも踏まえまして、やはり孤立化と思われる世帯をもう一度洗い出して、早めに呼びかける。その世帯だけ避難指示というのは難しいと思いますけれども、やはり強く呼びかけをして、日頃からそういった世帯の方たちには危機管理意識を持っていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひ対応をお願いしたいと思います。孤立した世帯についても、1つは宮古市でやっているようにドローンでの食料配達、こういう程度で済めば何とか自前の蓄えもあるということから、2日、3日頼むぞということだと思いますし、もう一方のほうではどうしても救急に、病院に行かなければならないとかというふうなことになるというふうなことの、こういう人たちのためには今のような強い要請というか、が必要なのではないかなと思っていました。

今回の救助の方法を消防署の方とも協議してみたのですが、やはりレスキューというか、一本のワイヤーを頼りに、そうするとワイヤーをこちら側から対岸までつないで、そこをレスキュー隊が1度、2度と往復することになると。下は激流だというふうになったときに、それを見送る家族の人たちのことを考えると、できればそういう部署に、レスキュー隊は勤務ですから、それも業務だと言えばそれまでですが、そういう目に遭わせなくて済むような、事前にその方でも、どの方でも、そういう業務が事前に分かるような形での説得が必要かなと思ったりしますので、そのところについて再度お願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 議員のおっしゃるとおりだと思っております。それで、先ほど食料という点がございましたけれども、やはり町のほうでもこれから備蓄につきて、各家庭での備蓄につきては呼びかけをしてみたいと思っております。3日間程度の水、食料、こういったものはどの家庭でも準備をさせていただいて、家の中でもそうですし、指定避難所に避難するときにも食事を持ってきたりなど、そういったことの奨励をしてみたいと思っております。

また、今回のような生活橋の方たちにも、やはりもう一度こういった教訓といいますか、ものを理解していただいて、避難とか、災害に対する意識の高場を高めていければなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） さっき言った10年間にも、前の案件が、まだ思いが残っているう

ちに2件、3件と起きていますので、この時期であれば、代表者にしても説得をする大きなエネルギーになるのではないかなと思っております。

次に、線状降水帯なり、非常警報が出ます。このときに、町のほうでは災害対策本部を設置すると思うのですが、その災害対策本部のときに、希望的には、これは道路だと、これはさっきは水道だというふうなところだけが対象ということではなくて、全部署、全職員のところが、例えば避難者を誘導しなければならないというような誘導計画をつくっているところは、そういう部署とか、それから午前中に補正で出た龍泉洞のようなところも、これはうちの被害になるなとか、それから農林水産課でいけば農牧道なり、舗装されていない林道関係とかと、どこの部署もこれぐらいの雨量なり警戒放送が出れば、各部署でおたくのところはどうですかというふうな、危機管理体制を町全体で共有してもいいぐらいの状態だと思うのですけれども、そういった災害対策本部、警戒本部かな、そして対策本部というふうな移行するまでの間に、そういう変化もありながらの対応をなされているかどうかはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 今回の災害警戒本部、それから対策本部につきまして、それぞれの役割に従いまして活動をしたわけでございますが、部局を超えての活動という意味のご質問かなと思いますけれども、確かにそれも大変必要だと思っております。今回も結果的に大変だった、災害を受けたのは水道部分、道路部分でありました。それ以外のところは、災害が落ち着いてからの作業、業務となったわけでありましてけれども、やはり160人余りの職員が災害に対する意識というものを持っていただいて、有事の際には部局を超えての行動というのも必要になってくると思いますので、それは災害の規模だったり、状況の変化に応じて考えてまいりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） 平成28年の台風10号からにしてみれば、もう常に災害がいつ起きても不思議ではないというような状況が続いていますので、ですので160人体制が、災害が起きてからという取組もすごく大事なのですけれども、事前の、ここにも書いてあります早め早めの対応を職員の方々にも、いやいや、おれたちにはこんな危険、それから避難計画をして避難誘導名簿もあると、そうすると150人あった中でも、この5人は絶対

人的措置が必要だというふうなのを共有していただければ、命の安全を確保するのに相当安全性が高まるかなと思ったりしています。

次に、財源的な問題で、災害復旧で原形復旧の工事はされると。けれども、やはり原形復旧のためにそれと同等クラスの災害が来れば、またそこは2次災害になってしまうというふうなことなのですが、これについて原形復旧の財政補完なのか、それともそこに同時に一般財源を加算することができるのか、もしくは加算ではなくても別個に、災害補助金ではなく町単独で別起債でいただけないのかというふうなことについての検討はなされているかどうかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

今回の台風5号で、特に松橋の取水施設が大きな被害を受けております。これについて検討しておりますけれども、現在の考え方は災害復旧の事業は入れないで、別にできれば補助事業なり起債事業を入れて整備したいなというふうに考えております。ちょっとどういったものにするのかがまだ未確定でありますので、本当に補助を入れるかどうかというのは何とも言えないところではあるのですが、今頭に置いているのは社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金というメニューがあるのですが、それらと、それから過疎債等を念頭に置きながら検討を進めたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） 答弁書の中でも、今のような工法と、それから財源確保について研究しているというふうなことがありましたので、ぜひこれは何とかいい制度が、原形復旧もあるのですが、プラスアルファで要望するなりして、同じところが同じように壊れない方法を模索していただきたいと思っておりました。

それから、今のは水道施設ですが、道路関係については同じような考えができるのかどうか、お願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） お答えします。

災害復旧につきましては、答弁書にもあるとおり、原形復旧が原則になっております。

それで、道路の場合ですと、例えば度々冠水するので、高くする、もしくは川を下げるというふうなものが方法にあるのかなと思いますけれども、当然道路を高くするというものは元に戻すのではなくて、さらに機能向上を図るということになりますので、災害復旧とはまた別な予算を獲得して、その分積み上げて工事をするというような格好になると思うのですけれども、ちょっと災害復旧でいろいろ機能強化の、再度被災しないための復旧の制度というものが実はあるにはあるのですが、やはり効果が相当見込まれるというふうなものでハードルが相当高いというふうなのが実情なようです。

これまでも原形復旧にとどまらず、改良型の復旧を進めたいなというところがあったのですが、実際はやはり協議を重ねていくとなかなかそこまで持っていけないというふうなことで、原形復旧で終わらせてしまっているような状況がありますので、まず今の状況ですと、災害復旧を受けるのを原則にしつつも柔軟な改良型の復旧事業というものがもう少しできないものかなということで、この辺は、こういう災害が続いておりますので、国のほうでも何かしら考えてくれる可能性もあるのかなというふうに思っておりますので、その辺でちょっとこれから県も含めて様々関係機関と協議を進めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） それで、直接道路で町直轄の工事ではないのですが、たまたま昨日盛岡から帰ってくるときにどうしても国道455号線、おかげさまで全面通行止めが、片側通行とはいえ開通しました。私も行くときは岩洞湖の砂利道を通ってみて、これは大変だなと思ったのですが、帰るときには開通していたために、こんなに快適な道路なのだなのというのを改めて感じさせてもらいましたが。

そこで、町の工事ではないとは言っても、町と県都を結ぶ道路なので、県への働きかけのお願いということも含めて、通ってみるにどうしても道路の中心線に亀裂がずっと入っているところが多いのです。そうすると、表面は凍上災でも穴が空いていると。となると、これは下層路盤の道路構造的なものから問題があるのではないかなと思って昨日走らせていただきました。ですので、国道455号線についても今のような土木センターを柱にそういう要望活動をする必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 国道455号線につきましては、お話にあったとおり、盛岡広域振興局で管理する部分の早坂トンネルよりも盛岡市側のほうの舗装は、やはりちょっと性状が悪いような状況だなというふうに我々も捉えておりました。国道455号・盛岡普代間道路整備促進期成同盟会がございまして、そちらのほうでも、舗装につきましては路盤改良も含む抜本的な舗装の修繕をお願いしたいというふうなことで要望事項として追加をして、これまでお願いをしてまいりました。県のほうでは、パトロールをしながら定期的な維持管理に努めていきますというふうなことで、あまり期待が持てるような回答はいただいていない状況にはあるのですけれども。ただ、舗装の修繕ということで、路盤の置き換えは難しいということなのではあるのですけれども、舗装の修繕につきましては今現在も、昨年から計画的に進めていただいております、今年度も早坂の岩洞湖よりも岩泉側のほうで約2.3キロぐらいの舗装修繕ということで、これまでにないくらいの延長で整備しますということで、県のほうでも動いていただいておりますので、引き続きその辺の舗装修繕につきましても、一日でも早く路面の性状がよくなるようにということで、継続して要望してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひ継続して、2.3キロが2.5キロでも、2キロでもいいと思うくらい距離が長いものですから、ただ手をつけないですととなると、いつ終わるか分からないのですが、2キロでも何ぼでも進んでいけば、必ずそこはつながるなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、子供の教育の関係でございしますが、前回のNHKの報道で、島根県の隠岐の島ではやはりどんどん子供たちが減っているということで、対策として授業の面白い先生を、何とか頼んで島に引き込んでというか、要請をしたと。そのことをテレビ放送したことによって子供たちが5人、10人、最後は住民も750人という方々が移住をしてくれて、成り立っているというふうなことを見たときに、岩泉町で新年度予算で確保した岩泉高校の留学事業、受入生の問題と合致するなと思っていましたが、その後もこういうふうな、小中高頑張っていますというふうなことを受けながらの対応ということになった場合は、現状では、4月からですから、半年たった経過とすれば、どのように進められて

いるかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、褒岩教育長、答弁。

○教育長（褒岩千裕君） 坂本議員おっしゃるとおり、一応私たちも、小学生、中学生、高校生がここでご紹介されたようにいろんな活動をしています、そのほかにもよかったのは、岩泉小学校2年生がいつも町探検でうれいら商店街に尋ねていくのですが、今回どういうわけか岩泉高校に行きたいということで、岩泉高校のお兄さん、お姉さんに会っていろんな話を聞きたいということで、でも県立学校と市町村立小学校だと厳しいのかなと思ってお話ししたら、すぐに来てください、いつでもいいですよという高校からの、校長先生のありがたいお言葉をいただいて、町探検に、岩泉高校に出かけたそうです。そして、高校2年生の子たちがきちんと相手をしてくれて、いろんなことを教えて、本当に助かりましたという小学校のほうからのお言葉をいただきましたし、高校生にもすごくいい刺激で、というのは私たちも学校の教員になったときに、理解するのと教えるのは全然違うのです。子供たちに自分たちが知っているこういうことを教えるということがすごく緊張したし、勉強になったということが出てきました。

それともう一つが、ジオラマの防災のときも、その前に高校生に私お会いして、「どうしたの」と言ったら、「今度岩泉小学校でジオラマの発表するんです。緊張します。でも頑張ります」ということで、すごくこの高校生たち変わったなというか、本当に成長したな、そして終わった後も会って、もっともっと成長した、この子たちどんどん伸びていくのだろうなというのが分かりました。

高校生がそういうふうになくなっていくのも魅力化の一つですし、小学2年生の子供たち、そして6年生、そして中学生はいろんなことがあります、そういう魅力化を感じ取って、僕、ああいうお兄ちゃん、お姉ちゃんになりたいな、高校生になりたいなということで、岩泉高校にその子たちが本当にどんどん、どんどんそのまま進学してくれるような魅力ある岩泉高校になってくれるのではないかなというのは確信しております。

それだけではなく、今度、今やっているか、もう少し後でやるか、岩泉高校の陸上部が岩泉小学校の子供たちに陸上の練習を教えてくれるそうです。今度陸上記録会があるので、そのことを踏まえて子供たちに走り方、そして投げ方、飛び方というのを教えて

くれる。どちらもすごく楽しみにしているようなので、そこでもまたいい形の成長が見られるのではないかなと思いますし、どんどん魅力化が進んでいくのではないかと私は確信しております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひそういうふうに進めていただきたいと思います。小学校、中学校の校長先生のお話を聞くと、どうも小学校、中学校は町立で、高校となると県立だということに何か壁がある気がしていたということでしたが、たまたま一緒に会う機会でお話を伺ったらば、こんなに岩泉高校が受け入れてもらいやすいというか、のを感じたことがありました。ですので、何とか教育長お話しされるとおり、小学校、中学校から高校への往来が、多くできるとは見込まれませんけれども、今までは昭島です、デルズです、それから台湾ですということで、ちょっと外には向けていたのですが、町の中だけでも、それに加えて町の中での交流というのも少し高めていけば、他地域から見ても、岩泉という地域の教育の目指し方というか、受入れ方というのがいいなというものもありましたので、そのところは今教育長のお話のようなことで進めていただければと思いますので、そのことにご期待を申し上げまして……答弁がありそうですね。という質問です。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） では、巖岩教育長。

○教育長（巖岩千裕君） すみません。多分私が言い忘れたのがあるのではないかなと思って、今また質問していただいたと思いますが、1つ進んでいるなと思うのが、皆さん、高校生のK I Z U K Iプロジェクトはお分かりですが、中学生が今度はK I Z U K Iプロジェクトのようなものを、毎年高校生に教えてもらって見せていただいています、自分たちもやってみたい、やらせてみたいという指導者の方々の声があって、少しやれるような感じが出てきています。

そして、高校というと、またK I Z U K Iプロジェクトから1つ進んだ今度芸能フェスをやったわけです。そこで、準備から、そして運営、全て高校生が自分たちでやる、そういうのをどんどん増やして行って、地域とともにいろんなことをやる部分で活躍していきたいという気持ちもあるようです。そういうことを私たちも応援していきながら

頑張っていきたいなと思いますし、大きな声では言えないのですが、岩泉高校の校長先生は、岩手県立岩泉高等学校ですが、気持ちは岩泉町立岩泉高等学校ですという気持ちですということはお話くれたので、私もすごくうれしいなと思いながら、そういう気持ちで子供たちの指導に当たっていただいていると思いますので、ぜひ岩泉、これからどんどん伸びていくのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひそのような形で進めていただければ、岩泉に来てくれる人も増えるのかなと。隠岐の島に来た人のコメントで、どうして隠岐の島に来るきっかけになったのですかと言ったら、そのように町長さんと子供たちの会話、教育長さんと子供たちの会話が何か自然で、こういう町は印象がいいのですかね、そういうふうに移住してみたいというふうなときの。そういうのも大きな参考になりましたので、日頃の子供さん方への対応というのは、受入れの幅が広がるのではないかなということをご期待申し上げて、質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

次に、3番、畠山昌典さん、どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

先月の台風第5号による被害への対応や頻発する大雨への早期の対応など、町長をはじめ職員の皆さんに感謝をしつつ、以下の2点につき質問します。

1点目に、災害時における生活水の確保について伺います。先月の台風被害でも一部の地域において断水が発生しました。お盆の帰省時期に重なったことや猛暑もあり、町民の皆さんの不安は大きく、その対処に追われる職員の心痛や疲労もいかばかりかと拝察します。

給水車での対応はもちろん必要だとは思いますが、断水が長時間にわたって続いた場合の対策として、各地域にある井戸などで、風呂、トイレなどに使う生活用水として活用できると思われる場所の確認や水質の検査など、いざという時のために事前の準備をしていくことが必要ではないかと考えます。

断水時には、飲料水だけではなく、風呂、トイレなど、生活用水の確保も必要であり、給水車のみでは賄えない状況も考えられます。そういった事態に備えるためにも必要な対策と思われますが、町長の所見を伺います。

次に、小中学校の特別教室へのエアコン設置について伺います。平成30年第3回定例会において、熱中症予防と良好な学習環境整備の一環として、教室へのエアコン設置を提案しましたが、その後の政府の施策により、普通教室への設置はされています。

しかしながら、特別教室にはいまだに設置されておらず、そこで行わなければならない授業の際には、職員、児童生徒ともに今なお暑さに耐えながら奮闘していると伺っています。学校の統廃合が進み、登校時間も長時間になっている今、良好な学習環境の整備は喫緊の課題と思われますが、教育長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、畠山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

先般の台風第5号の際は、大雨の影響による水道取水設備の土砂堆積などによって、石畑地区から一ツ苗代の地区までの291戸が8月13日から約3日間断水となりました。この間、早期の断水解消を目指し、昼夜を問わず復旧作業を進めるとともに、給水車による給水活動を行ったところでありますが、お盆時期でもあり、帰省をされた方々が多くいらっしゃる中で、大変ご不便をおかけしたところであります。

町としても、あの猛暑でありましたので、入浴も大変だろうなということで温泉ホテルを開放して、このエリアの皆さんについてはそういう緊急的な対応をしたところがあります。

議員ご提言の井戸水の活用につきましては、災害時に町民生活の維持に有用なツールの一つとなるものと思われますことから、各地区自主防災協議会等にも話題を提供しながら、その現状の確認や利活用などについて今後研究をしまいたい、このように考えております。

なお、後段の質問につきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 次に、巖倉教育長、答弁願います。

〔教育長 褒岩千裕君登壇〕

○教育長（褒岩千裕君） 小中学校特別教室のエアコン設置についてであります。まず小中学校の普通教室へのエアコン設置につきましては、児童生徒の熱中症対策として、令和元年度に補助事業を導入し、全校の普通教室58室に整備したところであります。

議員ご指摘の特別教室へのエアコン設置につきましては、その必要性は認識しているものの、教科によっては時間割調整により当該教室での夏場の授業を避けられる場合がありますことから、まずは各学校の特別教室での利用状況を把握した上で検討し、良好な学習環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 3番、再質問ありませんか。どうぞ。

○3番（畠山昌典君） では、幾つか再質問させていただきます。

まず、井戸水の生活用水への確保というか、件ですけれども、例えば今ある井戸とか湧き水というものは、緊急時において飲料水として使えるのかどうかというのは現在把握しているのかどうか、そこをまず伺います。

○議長（菊地弘巳君） 山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

まず、町のほうで、井戸水であるとか湧き水、あとは様々あるかと思うのですけれども、そういったようなものが飲用水として活用できるかどうかというのは把握していないところです。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山さん。

○3番（畠山昌典君） これに関しましては、恐らく水質調査等をしなければ、飲用に使えるのかどうかというものは判断つきにくいのかなというふうには考えております。ただ、昔からといいますか、私も小さい頃には井戸の水を普通にコップでくんで飲んだりとかした経験もあることから、そういったものが何か緊急時、災害時に使えないかということで今回質問させていただいています。

答弁にもありましたとおり、断水の際には非常に、飲料水もそうなのですが、生活用水、例えば物を洗うとか、トイレにも、トイレも今は水がなければ流せないとか、あるいはお風呂にも困っているような状況というのが続くわけなのですけれども、そう

いったところに生活用水として井戸水を使うということは有用な、有効な使い方ではないかなというふうに考えております。例えばほかの自治体で、そういった災害時には使えますよというふうな対策をしているところとかもしあれば、把握しているのかどうか、そのことを伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

ご質問につきましては、県内で災害時協力井戸というものをやっているかというものは、ちょっと調べてみたのですけれども、なかったのですけれども、全国的には都市部のほうでは進んでいるようで、例えば静岡市だったり、東京都のど真ん中だったり、そういったところでは災害時協力井戸という名称で、井戸の持ち主の方の了解を得て、そして掲示をして、災害時には皆さんお使いできますよというご案内をしているところがあるようです。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山さん。

○3番（畠山昌典君） ほかのところでは、そういうふうな対策をしているところもあるということで、先日ニュースでも報道されましたけれども、岩泉町の危機管理というものが非常に素晴らしいものだということで、課長が長時間にわたってテレビに出たのを拝見しました。これは、町長をはじめとした本当に職員の皆さんと、そして住民の皆さんへの啓蒙活動で、そういったふうに県内でも災害に強い町だなというふうに認識されているものと、これは非常に喜ばしいことではないかなというふうに思っていますけれども、さらに進めるためにも緊急時、災害時にそういった生活用水を確保できる対策もしていますよというのは、これは内外にまた災害に強い町ですよというのをPRできることだと思いますけれども、答弁にもあったとおり、前向きに研究していくということでした。

井戸、湧き水というものは、その地域にいる人であれば、あそこにあるなというのは分かるかと思うのですけれども、それをさらに水質調査なりをして使えますよとなったものを、今言ったように協力井戸という形で表示しておいて、平時から何かあったときにはここで水を確保できるのだということは非常に緊急時の安心な生活を続けるためにも必要だと思うので、ぜひそういう整備をしたほうがいいと思うのですけれども、もう

一度そこはいかがかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 私も同様にこれは大切な、町長答弁にもあったように、ツールの一つであると、手段であるというふうに思っております。私たちが考えておりますのは、地域のことをよく知る自主防組織の方たちに、こういった活動に取り入れていただければ、井戸の持ち主の方たちも協力的に提供いただけるのかなと思っておりますので、町長答弁にありましたとおり、話題提供をしまいたいと思っておりますし、また来年度ハザードマップを更新しようとしているのですけれども、そういったものに、ここに協力井戸がありますとか、そういった表示もできるのかなと思います。今後につきましても、議員おっしゃるとおり、災害に強いまちづくりにつきまして、進めてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山さん。

○3番（畠山昌典君） それともう一点、断水時に困ることに入浴とかシャワーというのがあります。午前中にも話題に上がりましたが、入浴施設を開放するというのも一つの手ですけれども、公共施設にあるシャワーとかそういった、例えば私が考えてみると、B&Gにあるとか、あるいは岩泉球場にもある、小中学校にもあるところがあるのではないかなと私は記憶しているのですけれども、そういったところを開放して、緊急時にシャワーだけでもどうぞ使ってくださいというのは、非常に有効な手段ではないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

町内にある簡易シャワーの活用というのは、これもとてもいいご提案だと思っております。このシャワー施設が鍵などかかっていなかったり、環境もよければよいのですけれども、今まで確かに私どももお風呂という概念でしか考えていなかったものですから、こういった夏場はシャワーだけでもよいというお声があったり、各地区にもあると思われるので、あと今後の検討材料といたしまして、シャワーの活用というのも考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山さん。

○3番（畠山昌典君） 断水となりますと、本当に例えば給水車で対応もすごく大変だと思いますし、断水をさせないような施設の整備というのも、これもまたもちろん大事だとは思いますが、100%それが大丈夫ということにはならないと思いますし、そういった緊急時の対応として今言ったようなことがあれば、また住民の皆さんも安心につながるかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、小中学校特別教室へのエアコン設置についてですけれども、前向きに捉えているのではないかなというふうに私も認識しているのですけれども、私も何人かの学校の先生、校長先生とお話をしたときに、やはりどうしてもその教室を使わなければいけない授業もあると。そうすると、生徒、児童はもちろんなのですけれども、職員も大変だということの話も聞きました、ずっと教室にその先生はいるわけですから。そういった良好な学習環境の整備というのは、もちろん教室もそうですけれども、そこで教える先生たちのストレスもやはり低減させたほうがいいのではないかなというふうに思っています。そういった聞き取りとか、把握はされていますでしょうか。校長会の要望とか、そういったものもあるやに聞いておりましたので、その辺はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 三上訓一教育次長。

○教育次長（三上訓一君） ただいまの授業に伴います特別教室の利用実態ということで、今年度も実は教育委員会と町の校長会のほうでは意見交換している中で、やはり議員ご質問のとおり、特別教室にエアコンが欲しいという要望もいただいております。その中で、校長会との協議の中でも、全室ということではなくて、やっぱり利用実態に応じた形で、できるだけ優先度の高い部屋もあるしというふうな情報もいただいております。今議員ご提言あったとおり、どうしても水を使う理科室というのが、常に普通教室ではない、その教室を使わなければならないというのは我々も十分認識しているつもりですので、答弁にもあるとおり、利用頻度、これらも踏まえながら、やはり我々も必要な対策は取っていかねばならないなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山さん。

○3番（畠山昌典君） そうすると、例えば設置しましょうよというふうになった場合に、答弁にありました、普通教室58室に整備したということでもあります。この中には、恐らく統廃合で使われなかった教室についているものもあるかと思います。もし今後やはり

特別教室にもつけないといけないとなったときに、こういったところからの移設というのはどうなのでしょう。そういったところの情報は得ているのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上訓一教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 閉校となった学校からの移設ということで、実は令和元年度に普通教室に整備し、その後閉校になった学校もございます。一つの事例としまして、本年度は岩泉小学校のことばの教室にやはり移設という形で設置しております。そういうふうに、金額的にもやはり新設よりは既存のものを使うほうが安くできるという手法も我々も確認しておりますので、今の提言の形も含めまして、この設置につきましては前向きに検討してまいりたいなというふうに思います。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山さん。

○3番（畠山昌典君） そういったことも一つの整備の仕方としてあるということで、今年も暑かったですし、去年も今年よりさらに暑かったのではないかなと記憶しています。では、来年は涼しい夏が来るかという、そういった楽観視はできないような情報であって、これから毎年毎年、今は列島で猛暑が続くというふうな、そういった情報もいろいろなところで言われています。来年の暑い夏が来る前に、ぜひそういったところへの設置をお願いいたしまして、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

次に、6番、三田地久志さん、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

給食無償化に伴う地消地産について。令和4年3月に地消地産条例が制定されてから2年半が経過しました。この間、小中学校の給食費の無償化が実施され、子供たちへの食育と健康増進に対する取組がより発展、推進されてきています。

まず初めに、導入から5か月が経過したところでありますが、給食費無償化の取組をどのように評価し、あるいは改善点の有無など検証していますでしょうか。教育長の所見をお伺いします。

次に、給食費の無償化に伴う地消地産の推進についてお伺いします。現在町には、3

名の栄養士、県費負担の栄養士1名が在籍しているようですが、町内でどのような野菜が作付され、生産量がどのくらいなのか調べたことがありますでしょうか。他の自治体の例ですが、実際に栄養士が各農家を巡回し、作付されている圃場を見て歩き、給食の材料として提供を受けている自治体もあるようです。そちらの自治体の生産者は、本町と同様、高齢者が多いそうですが、子供たちへの給食材料の提供ということで、生きがい対策にもなっているようです。あるいは、生産者を招いて給食を一緒に食べるなどの交流が図られ、さらには子供たちが各農家の圃場に出向き、種まきや苗の植付け、収穫体験なども派生的に行われるようになってきています。

今年7月には、沿岸広域振興局の宮古農林振興センターの企画で、町立小本小学校の児童がブロッコリーの苗の植付けを行い、9月には収穫を体験するとニュースで見たとのことです。こういう活動を町全体に広げる取組はできないものか伺います。

また、農林水産省のホームページには、地消地産の取組事例が多数掲載されているようですので、参考にして取り組むべきではないかと思います。その際に、栄養士、調理員も野菜の成長を巡視し、収穫までも行ってもよいのではないかと思います。町長の考えを伺います。

野菜摂取、GO!GO!5皿!の運動が最近聞こえてこないような気がします。町民の健康増進を図るためにも、高齢生産者あるいは新規就農者のためにも、地消地産条例に基づき野菜生産を推進していく考えはないか伺います。

次に、龍泉洞内の電気設備についてです。8月28日に産業常任委員会で、8月12日に上陸した台風第5号の被害状況について、町道、県道、水道の取水施設、生活橋、龍泉洞の被害箇所を視察してまいりました。被害に対し、速やかな復旧対応をされており、住民は安心していると思います。

さて、その中で龍泉洞の電気設備は、昨年、今年と2年続けて増水による被害を受けております。水が引いた後、電気や床板の点検を行い、電気設備が被害を受けていれば入洞ができず、関連事業者へ大きな影響を及ぼすと思われます。

龍泉洞の照明設備は、増水とコケの発生対策のためにLEDに替えたこと記憶しています。LEDに変えたことで、今回の台風で照明については被害がなかったが、配電盤4か所は被害があったとのことでした。

昨年、増水被害を受けた後の9月定例会では、原状復旧で約2,000万円、根本的な対策として位置など変更する場合は約1億円程度の費用が発生するとの説明を受けました。その際に私は、1億円かけても根本的な対策をすべきだと発言した記憶があります。2年続いた増水被害は、今後も起こり得ると思わなければなりません。増水被害は、常にあると考えざるを得ません。ここは、思い切って根本的な対策をすべきだと思いますが、町長の考えを伺います。

以上で本席から質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、給食費の無償化に伴う地消地産の推進についてであります。学校給食で提供する野菜の作付種類や生産量の調査に関しては、発注先の生産組合が生産品目や生産量を調査し、その報告を受け把握をしており、栄養教諭による生産現場での確認も一部行っているところであります。

また、こども園では、園庭の一角などを利用して苗から野菜を育て、水やり等の一連の作業、収穫までを行っており、調理員はもとより、毎月の定期巡回時には、栄養士も畑の様子を園児と一緒に見回るなど、家庭菜園的な野菜づくりを体験しております。

こども園は、発育の異なる年齢の子供が在籍をすることから、離乳食から食物アレルギー対応食など、一人一人の発育、発達に応じ、家庭、保育士、調理師、栄養士が連携をしながら、安全な給食を提供できるよう取り組んでおります。

また、学校給食での「ふるさと給食会」には生産者を招き、児童生徒と交流をしながら、地域で生産される食材について学習をしております。

小本小学校の児童のブロッコリー収穫体験につきましては、県など関係機関で組織する宮古地方農業振興協議会主催で実施したもので、ブロッコリー生産の認知度の向上と新たな園芸の担い手確保を目的としており、他の小学校においても、各地域の特色ある品目による農業体験会ができないか検討してまいります。

町内各学校では、「総合的な学習時間」の中で、地域の実情に合わせた体験学習を行っており、具体的には、有芸小学校では大豆の作付から収穫までを行い、地域の方々と

豆腐作りを行う計画であります。また、小川小学校では、畑わさびの花芽収穫作業を行っているところでもあります。また、釜津田小学校では森林環境学習を組み入れるなど、各学校では農業生産活動に限らず、地域の実情に合わせた体験学習を教育課程に位置づけているところでもあります。

全国での地消地産の取組事例に関しては、本町において参考となる事例もたくさんありますので、広く情報収集に努めるとともに、担当職員の巡視や収穫について検討をしてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、野菜生産をはじめとした農林水産業の振興、そして担い手の確保を目指していく上でも地消地産条例の基本理念が重要であり、地元食材等の情報の共有化と、それに関わる人々の裾野を広げていくことが非常に大切であると、このように認識をしているところであります。

今後におきましても、地域住民を招いた学校給食会や農業体験会の開催などによって、継続して幅広い世代へのアプローチを行ってまいりたいと、このようにも考えているところであります。

次に、龍泉洞内の電気設備についてであります。議員ご案内のとおり、昨年8月に19日間、本年8月には13日間、それぞれ大雨による洞内の増水と、浸水による電気設備等の一部故障により、長期間の閉洞を余儀なくされ、観光客の方々はもとより、関連事業者の皆様にも大きな影響が生じたところであります。

気象災害が発生しやすい環境に変化をしてくている近年、今後も同様の被害が繰り返し生ずることが想定されるところであります。町といたしましても、昨年度から閉洞期間を最小限にすべく、その対策の検討を進めてまいりました。昨年と本年の復旧に要する期間は、洞内の増水が収まるまで7日から10日間、その後の復旧作業と安全確認作業にも同様の日数を要しておりますが、特にも洞内電気設備の復旧に最も時間を要している実態にあります。

このため、現在、電気設備の水没を防ぐための改修について設計業務を進めているところではありますが、洞内の物理的条件によって、配電盤自体を水没させない高さまで引き上げることができない場所もあるため、これまで洞内電気設備の復旧に携わってきた電気工事業者、日本洞穴学研究所の専門的な知見を有する方も加わっていただき、電気

設備の水没を最小限にするための手法について、現在調査研究を進めているところであります。

今後、この結果を踏まえながら、財源の確保も含め、総合的な対策について検討をしまいたいと、このように考えております。

なお、学校給食の件につきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。

終わります。

○議長（菊地弘巳君） 次に、巖倉教育長、答弁願います。

〔教育長 巖倉千裕君登壇〕

○教育長（巖倉千裕君） 学校給食無償化の取組の評価についてであります。学校給食は従来から地元食材を多用する給食として提供しており、無償化となっても給食の質は落とさず、これまで同様の給食提供を進めていることから、子育て支援などに大きな役割を果たしているものと考えております。

改善点の有無などの検証については、無償化したことにより、食育の重要性が低下することがないように、無償化から半年後をめどに保護者へのアンケート調査を予定していることから、その結果の分析と日々積み重ねている改善点を加味しながら検証してまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○6番（三田地久志君） 答弁書ありがとうございます。

最初に、発注先の生産組合という表記があるのですが、生産組合というのは幾つぐらいの生産組合に発注をしているのかをお尋ねいたします。

○議長（菊地弘巳君） 三上訓一教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上訓一君） 学校給食での生産組合さんからの提供ということですが、現在2か所の組合さんから購入しているという状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○6番（三田地久志君） その中身としては、恐らく米が主体ではなかろうかなと。野菜類も、いわゆる重量ベースでなのか、あるいはカロリーベースなのかちょっと分からないのですが、どちらでも結構ですが、回答ができればですけども、米が主だろうと私

は推察するのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 発注内容ということになります。まず、今質問にありました町産の米、こちらについては現在直接農協さんから仕入れるというふうな形を取っておりますので、現在生産組合さんから学校給食として購入しているのは基本野菜が多いです。ジャガイモ、カボチャ、大根、タマネギ、白菜と多岐にわたる部分ですけれども、そういう生産量に対してはできるだけ学校給食で提供するようにということで対応しております。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） 農協さんからの米の提供は、町産の米でしょうか、それとも以外なのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 現在は、令和5年の1月から農協さんと契約し、町産米を提供してもらうというふうな契約で対応しております。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） それは、米の品質を保持するということからなのでしょうか。組合からではなくて農協からということは、農協さんの米の管理のほうがいいということでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 実は、農協さんから購入する以前には、町内の生産組合さんから直接米を購入していたという経過があるというのは我々も把握しておりました。ただし、相手方の都合で米の提供は難しくなったということで、町内の生産組合さんから米の購入は行わなくなったという経過がございます。

現在はそういうことから、まず1年を通して安定的にできるだけ町内の生産物を使いたいということで、農協の岩泉支所さんとも協議した中で、ある程度その年の生産量を、農協さんのストック分を把握し、学校給食で使える量もある程度マッチングできれば、岩泉町産の米は全量学校給食に回せるという協議結果がありまして、そういう対応をしているという状況です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） では、ほぼほぼ野菜から米から町産という。1年通じての割合としては、何%ぐらいなものなのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） お答えいたします。

まず、割合についてですけれども、令和5年度の実績ということになります。米は今言いましたとおり、100%町産になります。それで、そのほかの野菜ということで、こちらはどうしても生産量と使用量とのどうしてもバランスの違いというのはありますけれども、多い分ですとジャガイモ、こちら約2,000キロの利用量に対して町産材が約860キロということで、46%ほどの使用率となっております。そのほか、カボチャが60%、大根が40%、そして大きいのはタマネギも給食で約2,000キロ使うのですけれども、そのうちの1,300キロを町産で使っているというふうに、物によってどうしても生産量が少ない分は、ちょっと学校給食に1日の量として足りなければ、町内のスーパーさんで購入しているという実態もありますので、個々に応じて違いますけれども、できるだけ町産材を使うということで、そのほかにも乾燥シイタケ等は町産を100%使っているというふうな実態です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） 思ったより使っているなというふうに感じたところなのですが、できるだけこれはもっと増えるように、使用割合8割、9割が町産材だというふうになるようにすれば、お金も間違いなく地元を下りますので、何とかその組合2つだけではなくて組織をしてもらうような形で、遊休農地もいっぱい出てきていることから、何らかの手があるのではないかなと思うのです。あと3割、4割の部分の補充のためにも、農林水産課のほうとも協議したりとか、栄養士さんとも協議したりとか、この時期にこういうものというのが多分あると思うので、そういうことをこれから議論していったほうがいいのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） お答えします。

学校給食、1日約700食の食材を使いますので、なかなか個人で生産するのを毎日その

量というのはまず難しいと、無理だというふうに判断しました。そのためにも、先ほど横断的に農林水産課のほうとというご提言もありましたが、そういう生産組合に各農家さんも加入してもらって、少量であっても提供できる仕組みになってくれば、やはり学校給食でも一定量確保すれば給食にも利用できるという状況がありますので、ここは我々もこういう情報は出しながら、できるだけ町内で生産された野菜であっても、その他の製品であっても、給食のほうに回せる仕組みづくりというのはこれからも検討してまいりたいなと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） こども園だとか学校でもいろんな取組をしているようなのですが、大人のやらせ感がないのかな、子供たちが自主的にこれをやりたいというのが出るのかなというところも実は感じているところなのですが、子供たちにもっと実践をもって、野菜というのはどうやってできるのというところも含めて、総合教育というか総合学習の中で、何とか地元の農家の方々との交流がもっと図れないかなと。

8番議員がさっき言っていたようなこと、高校生との交流もそうですが、将来の岩泉を背負う子供たちに、岩泉で作っているものを我々は食べて元気に育っているのだということを認識してもらって、よし、俺らも次は頑張るぞというふうにしていくためにも、そういう農家の方々、例えばカボチャの種はこういう種だよとか、白菜の種はこうだよとかというようなことも含めて、関心を持って、感動を持って、これがあんなに大きくなるのだというところまで、どうしても大人が一方的に「種まいて。あとは植えておくから。収穫だよ」。その過程が分からないわけなので、その辺も含めて何とか子供らにも、岩泉の担い手になるためにも、健康づくりのためにも、まずは食からですから、安全安心な野菜を食べてもらうような仕組みづくりということを教育委員会の立場から一生懸命取り組んでほしいと思うのですが、その辺について何かお考えがありましたら、お願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 地元の風土で、季節に応じて取れる作物を地元で消費するというのはとても大切なことで、実は食育指導の中でも、やはり地域で取れたものが地域にとっても大切だし、目に見える方が作っているの、そういうのをぜひ食べましょ

という食育指導も実際しております。そういう部分を身近に感じてもらえるような食育教室を今後も引き続き継続しながら、子供たちにやはり魅力に思ってもらえるような事業形態にこれからも取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） 私は、実は給食というのを食べたことがないのです。私が卒業して6年後ぐらいから岩泉小学校で給食が始まって、岩泉町で給食が始まったのは、岩泉以外、小本のほうとか安家のほうとかが始まって、岩泉は最後の最後だったのです。私が卒業してしまってから給食が始まったので、どういうものを食べているのかなと。今ぴーちゃんねっとで見てはいるのですが、「へえ」と思って見ていました。

やはりそこにさらにこの野菜はどこ産だよとか、地区だけでもいいのだけれども、岩泉町のどこで取れた野菜を使っています、米を使っています、そういうことを、そうすると親も、ああ、そうなのだと、うちの子供らはこういうのを食べているのだなというのが分かると思うので、ぜひそこもアピールするべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 学校給食の紹介も、ぴーちゃんねっとで毎日写真つきで行っておりました。あと、各家庭におきましては献立表が配られて、こういうのが食材に使われていますというふうなことで、当然行事食であったりとか、地元のを使う場合はそういうのをピックアップしていると。あと、先ほどの答弁にも書いておりますが、ふろさと給食会は全量町産材でやっているというのも、個別の学校の指導の中ではそういう周知もしておりました。ぴーちゃんねっとの中で全部そこができるかというのは、ちょっとこれからの課題というふうに受け止めさせていただきますが、できるだけ面前での子供たちの指導の中では、そういう部分も生かせるように対応を考えてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） どこそこの誰ちゃんのおじいちゃん、おばあちゃんが作った野菜なのということが話題になるかもしれない、では生産現場に行ってみようかという話になるかもしれない。何とか地域密着でやっているのだということを、地域の皆さん

にも我々は育てられているのだということを子供たちも分かってくれるような、そういう指導方法もあってもいいのかなと。指導というのはおかしいですけども、子供らに、皆さんにみんなはお世話になっているのだよということを分かってもらうような、食育の部分、それから健康増進の部分から、教育委員会としてもぜひやってもらえればなと思います。

それでは次に、龍泉洞の設備についてですが、それこそLEDになってしばらくたって、いろんな色から通常の主の色に変わってよかったなと思っていたところなのですが。例えばあのときにつけたのがパナソニックではなくて、どこだったかのような気がするのですが、電気事業者さんだけではなくて、メーカーのほうにも完全防水の何かそういうのがないのかなとか、その辺は調査したことが……配電盤がですよ、そういう調査をしたことはありますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えいたします。

実は、昨日もそちらの防水の配電盤とか、そういった照明の関係とかあって、事業者の皆さんと集まって議論をさせていただきました。その中で、設備設計の専門業者の方も、防水型の配電盤というのを意識してはいるようなのですが、何せそういったものはまだ出ていないというところで、これから引き続き調査をするということなのですが、海底調査をするに当たって照明関係とか電気の関係も、そういった関係もあるので、そういった関係方面もちょっと聞きながら、防水型のものがあるかどうかというのは調査していきたいというふうにおっしゃっていたところです。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） 例えば国内でなくても、海外にあるかもしれないのです。そういったことも含めて、世界中にはいろんな形でいろんなものが多分存在していると思いますから、できるだけ幾ら金かかってもやるべきではないのかなと、思い切った方策として町長には決断してほしいと思うのです。そのための材料は課長が一生懸命集めてもらって、費用対効果が一番高いのはこういうやり方ですということを新年度では無理でしょうか。いかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 洞内の電気設備の水没関係が、答弁したとおり、一番長期間になっているという状況がございますので、実は今年度6月補正で100万円ほどの補正を認めていただいて、現在調査しているところでございますが、このスケジュール的には新年度に工事費を計上できるようにという進め方で今検討している最中でございます。

それでは、具体的な内容、どのような改良対策になるかというのにつきましては、平成28年の台風10号の際の浸水エリアが大体高さが分かりますので、それを回避できるレベルのものをまず今回しようと。というのも、100%防ぐというのは、現実的に我々も体験したことのないような被害がまた起こる可能性もあるので、100%は無理だろうというところでございますけれども、平成28年の際の被害を回避できるレベルでの対策のほうは、先般の協議でも確認しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） ぜひお客様のためにも早急に決断してもらって、やっていただきたい。昔は大雪が降って、春先にも雪解けで増水して入れない、大雨、台風で入れない、年に2回も入洞できないという年もありました。それから見ると、今は大雨だったり台風だけですので、年に1度ぐらいで済んでいます、それでもやはり龍泉洞というところを目的に来たお客様には幾らかでも、龍泉洞の水がすごいよというのは入り口まで行けば噴き出しているのが分かるのだけれども、例えばトンネルのほうから第三地底湖をそのときに見せるなんていうのはできないものなのではないでしょうか。照明関係が無理なのかな。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

過去の例でございますけれども、閉洞時に来ていただいたお客様には、新洞科学館を無料で見せているところでございますが、非常トンネルを活用したという部分もかつて一度ほどあったようでございます。第三地底湖の上のほうになるのでございますが、現実的にやはり水量があるにもかかわらず、ちょっと濁っているというところもあったり、照明的にもつけられない状況もあったりとかというところもございますので、わざわざ

そこを見せるというところまでは、現在は控えたほうがいいのかなど思っているところではございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地さん。

○6番（三田地久志君） 何年たっても新洞ですかと私言ったことがあります、新洞の無料開放も話した記憶があるのだけれども、無料でなくて、もう思い切って龍泉洞と対岸の洞窟は離してしまって、探検洞にしませんかという話もしたことがあります。そうすることで、幾らかでもお客さんがまた、向こうは水の被害というのはほとんどないということなので、今回を機にそういう議論も併せて行っていくべきではないのかなと。龍泉新洞科学館という名前は、やはり何か展示してある、洞窟ではないというふうな受け方をします。なので、入洞者の3割ぐらいしかあっちには行っていないということがあるから、もう思い切った施策をそろそろすべきではないのかなと、お金が生まれる仕組みをつくるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

龍泉新洞につきましては、園地の基本構想の計画がございまして、観光振興計画の中でも園地の整備については文言として入れて、順次進めていくという形にしております。

ご質問の新洞科学館については、いろんな利用の仕方があるのかなと思いますが、これについては現在本洞とセットの料金でございまして、これを切り離した形で新たな魅力をつくっていくのが今後必要なのかなというところも思っておりますので、日本洞穴学研究所の所員の皆さんにも新洞科学館の調査をしていただいて、探検洞的な活用についても投げかけているところでございますので、引き続きちょっと議論を深めながら、利活用については検討し、早い段階での方向性を決めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） これで6番、三田地久志さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後　２時４２分）

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 2 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 8 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 6 年 9 月 1 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 6 年 9 月 1 3 日 午 後 零 時 0 7 分				
出席及び欠席議員 出席 12 人 欠席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	×
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 9 月 1 3 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、13番、八重樫龍介さんから所用のため欠席する旨、また1番、千葉泰彦さんから所用のため遅刻する旨届出が提出されておりますので、報告します。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、林崎竟次郎さん。どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

平成28年の台風第10号豪雨災害から8年が経過しました。この間、本町は、国保医療費・介護保険料利用料の減免、災害公営住宅の建設、生活橋の復旧補助など、被災者の生活再建への支援を行ってきました。そして、県事業ではございますが、令和6年度未完了を目指して復旧復興の最後の仕上げとなる町中心部を流れる清水川、小本川の河道拡幅、河道掘削の工事が急ピッチで進められています。そこで、消防演習の放水訓練について質問します。

総務省消防庁ホームページによると、「消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしています。さらに、平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域にお

ける消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています」となっています。

この消防団の団員が楽しみにしている中の一つが消防演習です。日頃の訓練を発表する場になるとともに、地域住民と交流が深まるからです。また、地域住民にとっても1年間の感謝の気持ちを消防団に届けることができます。

小本川の河道拡幅、河道掘削によって、今まで行われてきた場所での消防車整列、そして放水訓練ができなくなります。具体的な提案となりますが、これまでの対岸、岩泉から上流部分に放水訓練をする場所を造るということです。幅は狭いですが、長さが十二分なので、間に合うと考えます。そして、全ポンプ車の整列と全ポンプが放水訓練をする、これは各団全てが求めているものと考えます。放水訓練の場所の移転と全ポンプによる放水訓練の実施の2点について、町長の所見を伺います。

次に、第三セクター（正確には、町が出資している第三セクターの子会社である）A社のハラスメントの問題について質問します。

6月初旬、私に「A社を解雇されたが、私は働きたいです」という相談の電話が入りました。私は、相談者Bさんに会う前に、まずはA社に行き、Bさんの話している内容について聞きました。社長と担当職員が対応してくれ、もろもろの会社側の説明を受けました。その後、Bさんと会いました。Bさんは、A社に関する宮古公共職業安定所の当時の求人票（高卒）や、A社採否結果通知書（採用内定）、日記の書き写しなどを示しながら、いろいろ話をしてくれました。それらを総合すると、この相談は、「職場でハラスメントを受け、悔しくて謝罪してほしい。ストレスで体調が悪くなり診断書を提出したら、解雇された」というものでした。Bさんは、5歳でリジン尿性蛋白不耐症と診断され、高校を卒業するまでの間は小児慢性特定疾患という部類でしたが、その後、難病認定されました。Bさんは、医療的ケア対象の児童生徒、知的障がいとしてC支援学校で小学部、中学部、高等部と学び、高等部を卒業するに当たり企業に雇用されて、職場でのニーズに応える「一般就労」の道に進みました。そして、A社に願書を出し入社となり、D工場で9年近く働き、E工場に移動しました。E工場に移ってからいじめ、嫌がらせが始まりました。特にFさんからは、「障がい者を雇っているだけでもありがたいと思いなさい」と強く言われ、変なあだ名をつけられたり親戚の悪口を言われるなど、誹

謗中傷は次から次へと切り、限りがなかったといいます。ハラスメントは、被害者の人格や尊厳を傷つける重大な問題であり、企業にとっても業務に大きな支障を来します。

そこで、提案です。今回の案件は、第三セクターで起こりました。第三セクターあるいは町内企業に勤める労働者（被害者）がハラスメント相談できる窓口を町につくる必要があると考えます。町長の所見を伺います。

また、岩泉町役場の障がい者雇用率と雇用人数について、併せてお知らせ願います。

この場からの質問は以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、消防演習の放水訓練場所ではありますが、議員ご案内のとおり、「見返り広場」は来年度以降、ポンプ車等の乗り入れができず、放水訓練はできなくなるものと認識をしており、各分団の士気高場のため、放水訓練の継続の手法を検討をしているところであります。見返り広場は、分列行進から円滑に移動でき、適当な広さがあることから、長年、放水訓練場所として活用をしまいましたが、最近では河川改修工事に伴う掘削などによってポンプ車での放水にも支障が出てきている状況にあります。議員ご提言の対岸に訓練場所を設けることにつきましては、現段階ではポンプ車の進入が困難で給水できないこと、安全上の問題などから、断念せざるを得ない状況になっております。放水訓練の場所の移転につきましても、これまで来年度以降の新たな放水訓練場所の調査を進めてまいりましたが、条件の合う場所が見つけれない状況にありますので、さらなる検討が必要と考えております。

次に、全ポンプ車による放水訓練の実施であります。近年、消防団員の減少や負担の軽減を考慮いたしまして、広域市町村においても消防演習のスリム化や時間短縮を図る傾向にあります。本町には、ポンプ車が全部で16台ございますが、各分団の負担軽減の観点からも、全ポンプ車による放水訓練は行わない方向で考えております。今後におきましても、地域の安全、安心を守る消防団が活力ある組織として体制を維持、継続できるよう、活動しやすい環境整備に努めるとともに、負担の少ない活動となるように取り組んでまいります。

次に、ハラスメント相談ができる窓口についてであります。民間企業の場合、ハラスメントに係る相談は、事業者側も雇用者側も、各労働基準監督署内に設置をしております「総合労働相談コーナー」を利用できる仕組みが整っているところであります。その上で、個別の労働相談の内容に基づき、法令違反の可能性が認められる場合につきましては、当該事業所に対し「行政指導」等を行い是正を図ることとなり、内容によっては助言、指導、勧告、調停委員による調停などによる解決を目指すことと、このようになっております。ハラスメントにつきましては、個人情報保護などに配慮をすることがあることから、そしてまた専門的かつ高度な知識も必要でありますことから、各労働基準監督署内に常設をされております、ただいま申し上げました「総合労働相談コーナー」を活用をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、職員の障がい者雇用につきましては、令和6年6月1日時点で人数は7人、率では3.53%であり、国の定める法定雇用率2.8%を超えており、引き続き障がいを持つ方々の雇用や労働環境の改善に配慮をしまいたいと、このように考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（菊地弘巳君） 7番、再質問はありませんか。どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） 順番に行きます。まず最初に、消防演習のことですが、消防団員からアンケートも取った、これまで何回取ったのか分かりませんが、アンケートを取ったということなので、まず最初にアンケートの内容と数字についてお知らせください。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 山崎幸助消防防災課長。

○消防防災課長（山崎幸助君） お答え申し上げます。

消防団からのアンケートにつきましては、演習が終了するたびに各分団にアンケートを取っているわけですが、演習のどこがよかったとか、どこが今後検討しなければならないところとか、そういった項目を、今手元に資料がございませんので、詳しくは申し上げることがございませんが、改善する、あと継続するといった、そういった内容は私どものほうで把握しておりまして、それを次の演習につなげるということを実施してございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 私が消防団の幹部とか、団員に聞いたところによると、それから消防演習が終わってから招待に基づいて屯所の現場に行き、団員から話聞いたところによりますと、消防団としてはやっぱり放水訓練はしっかりとやりたいと。これまで制限がいっぱいあって思うようにできないと、それからできない団もあるということを本気になってしゃべるのです。だから、これについては、やっぱり放水訓練についてのその点については、答弁によると簡略化していくというような形で出ていますが、このところ、団員の希望がかなうような形にやってほしいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 山崎消防防災課長。

○消防防災課長（山崎幸助君） 貴重な消防団のご意見をお聞きなさっているというところは承知いたしておりますが、放水訓練と、あと分列行進、これはアンケートの中でもやはり続けていってもらいたいと。できれば勇壮に、みんないっぱいポンプ車を集めてやったほうがいいのではないかとということも、私どものほうではアンケートの中では承知いたしているところでございますが、やはり消防団にとりまして放水訓練と、現場での一番これは身につけておいていただかなければならない、操作員の基本的な運用ですので、毎年、各分団にお願いいたしまして、運用訓練は各地区で実施していただいております。それで、現在の環境の中で、ポンプ車をいっぱい集めてやるというのはもう物理上、ちょっと難しくなっている現状でございます。それで、苦肉の策で台数を8個分団に減らして実施していると、今のところはそういう状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎さん。

○7番（林崎竟次郎君） アンケートによって消防団員の気持ちはつかんでいるようですので、そのところの実現というか、できるようにするために、これからも検討してほしいと考えます。

それで、放水訓練をするためには、どうしても場所が必要なのです。質問の中で出しましたが、岩泉橋から上流のほうは長さは、質問では十分でなくて「十二分」と書きましたが、十分あるのです。消防団の幹部の方とその点を話したのですが、そうしたならば川に対して平行に消防車を配置できれば放水訓練ができると。それから、橋から上流に向けては、それをできるような長さが十分にあるのです。だから、その点を考え

れば十分できると思うのです。私が話をした消防団の幹部の方は、できないと言っているのは、もしかすれば入り口を十分に確保できないからではないのかなと言うのです。場所を考えたときに、対岸でなければ十分な放水訓練はできないと言うのですが、その点についてお聞きします。まず、入り口の問題で引っかかっている点があるのかどうかも含めて、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 山崎消防防災課長。

○消防防災課長（山崎幸助君） お答え申し上げます。

見返り広場の護岸工事が始まるというのが平成30年ぐらいからだと思うのですが、工事が始まるのを機に、県のほうに対岸の河川敷の整備を要望してございます。それで、それが令和2年になりまして、県のほうからやはり民有地の調整が難しいと。そして、工事の趣旨から見ましても、河川敷を整備するのは無理だということで、そういった要望は通らないということでお話を受けております。それで、今の対岸のほうをポンプ車を入れるように整備するとなりますと、かなりのポンプ車を入れるだけではなくて、今度はUターンしたりとか、安全上の問題、あとスペースが十分に確保されないと事故が起きるかもしれないという観点から、対岸のほうは町長の答弁にもありましたとおり、断念せざるを得ないのではないかとということで、そのように捉えておるところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎さん。

○7番（林崎寛次郎君） 県のほうでしゃべっているのにも関係してくるのですが、入り口部分の民有地のその権利関係というか、地主の了解が大きく関係してくるのかな。私がさっき話した消防団幹部の方は、もしかすればその点で引っかかっているかもしれないから、消防団の幹部で行って頭下げてお願いしてきたらいいかなと思ったりもしていたと言うのです。だから、その権利関係が解決すれば県のほうでも前向きになるのではないかなと考えるのですが、どのように思いますか。

○議長（菊地弘巳君） 山崎消防防災課長。

○消防防災課長（山崎幸助君） お答え申し上げます。

対岸の護岸整備と併せて、取付け道路も以前要望を申し上げておりました。岩泉橋の右岸下流の取付け道路もやはり同じような形で工事の趣旨に合わないということで、工

事は計画が中断ということになっておりますので、県とのこれからの協議につきましても、ちょっと無理があるのではないかなと捉えているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎さん。

○7番（林崎寛次郎君） 代わりの場所といっても、放水訓練をする広さだけでなく、町民、一般の観衆というか、放水訓練をやっているところを見る場所というのかな、そういうふうな場所も必要なのです。それ考えたときに、今までの場所は最高でした。対岸についても最高です。それ考えたときに、場所を探していくと答弁の中にあるのですが、現実的にははっきりしゃべって非常に難しいのではないかと考えます。県との関係もこれからの交渉も大きく関係してくると思うのですが、その点についてもやっぱり県に言われたからと諦めないでやってほしいなと思います。今、現実的に代わりの場所といえ、考えられるところがありますか。

○議長（菊地弘巳君） 山崎消防防災課長。

○消防防災課長（山崎幸助君） お答え申し上げます。

現時点で考えられる場所というのは、残念ながら条件に合うところはございません。と申しますのは、やはり移動の問題が一番の問題でございまして、バス、来賓者の方、関係者の方、そういったのをトータルしてみて、やはり今の場所に代わるものは今のところは見つからない状況ではございますが、まだまだ再度調査をしてみまして、条件のよいところがないかどうかというのを今後は調査して、あとは完成後の護岸が見返り広場がどのような状況になるのかというのも現状を見まして、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） 消防放水訓練の最後に、代わりの場所というのは厳しいと。そういうことで、私自身としても土木センターに何とか認めてくれと強く働きかけて、少し強引に頑張ってみたいと考えます。これは、私自身の決意表明です。

それから次に、ハラスメントの問題に移ります。答弁の中で、総合労働相談コーナーとなるところがあると。それで、そこが窓口になっているという答弁でした。私が提案したいのは、そこに行く前に、身近なところに窓口があったほうがいいのか。傷が小さいうちに対処できるものは、対処できるのではないかと。処分が下るような、

行政指導が出るような形になってからでは、ダメージが大きいのではないかと、そう考えます。それで、総合労働相談コーナー、何ともならないときはそこに行ってもらにしても、その前にできることをやるべきだと思うのですが、その点についてはどう考えますか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 私からご答弁のほうをさせていただきたいなと思います。

ハラスメントの問題につきましては、それぞれ皆さんの意に配慮した形で、ハラスメントが該当するのかわからないのか、そういった専門的なところの見解から判断していく必要があるかなと思います。そういった意味合いでは、やはり身近な存在よりも、国の専門機関でご相談されたほうがいいのではないかなというふうにも思っているところでございます。ご質問の行政指導等に入る前の段階の相談につきましても、こういった相談コーナーで対応できると思ってございますので、ご利用はそちらのほうでしていただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎さん。

○7番（林崎寛次郎君） 本町では、障がい者雇用率が3.53%で、法定雇用率2.8%を超えているという答弁でした。それで、この中で、本町では特定求職者雇用の助成金の対象にはなっているのですか。その点について、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回答弁いたしましたのは、岩泉町役場での障がい者雇用の部分でございますので、岩泉町全体の障がい者雇用の雇用の率ではないということでご理解いただければと思いますので。そのために、町の分とすれば給付金等はございません。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎さん。

○7番（林崎寛次郎君） 非常に難しい問題なのです。それで、まず答弁にあるように、被害者というか関係者が行動して、それは当然言うというふうに捉えますが、全く答弁のとおりやってくれということの確認です。最後の確認です。お願いします。

○議長（菊地弘巳君）　今のは質問ですか。分かりますか。では、三浦英二副町長。

○副町長（三浦英二君）　労働相談ということでございますけれども、もし仮にその方が私どもの商工担当部署に参った場合については、お話はお聞きをすることは当然それはするわけでございますけれども、岩泉町のほうにはそれ以上の権限、あるいは基づく規定も何もございませんので、ご本人に対してはこういう相談窓口がきちんと整備をされておりますので、それではそちらのほうに行ってご相談なさってはいかがですかということでご案内を差し上げる、これが本町としての基本的な姿勢になるものと思われま

す。また一方では、役場の内部、町の職員に対しましては、私のほうの人事担当部署がそこを担ってございますので、庁内部に対しては人事担当部署がまずは対応をするというすみ分けをきちんと考えながらの取扱いということになるものと思っております。

○議長（菊地弘巳君）　これで7番、林崎寛次郎さんの質問を終わります。

次に、4番、畠山和英さん。どうぞ。

〔4番　畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君）　4番、畠山和英です。令和6年第3回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の基本施策推進の一端について一般質問を行います。

最初に、グリーン社会実現に向けた取組について伺います。本年8月の台風第5号は、太平洋から直接本県に上陸、2016年、未曾有の災禍に見舞われた台風第10号と同じようなコースをたどりました。人災被害はありませんでしたが、道路、水道、生活橋など、大きな被害をもたらしました。被害に見舞われました地域の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、地球規模の気象変動が一因ともされる災害の頻発化、激甚化は、本町にも及んできています。我が国では、2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す、いわゆる「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、環境と経済の好循環を目指すグリーン戦略を策定するなど、地域脱炭素に向けた取組を進めています。本町では、岩泉町未来づくりプラン後期基本計画で、新たに「新たな概念の導入」の項目に「地域脱炭素の推進」などを挙げ、時代の新たな潮流としてまちづくりの課題に地域脱炭素、GXを取上げ、取り組もうとしています。2022年には、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2023年施行の「第4次岩泉町環境基本計画」で

脱炭素ゼロの達成に向けた具体的な方針を示し、取り組んでいます。

そこで、町環境基本計画の基本目標２「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町」の『(３) 2050年ゼロカーボン達成に向けた脱炭素の取組』施策の実施状況、目標達成への具体的な施策の見通しを伺います。

次に、岩泉町再生可能エネルギー推進計画の推進についてであります。本年３月には、2024年度から2030年度を計画期間とする「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」を策定しました。この基本計画では、「持続可能なエネルギーをつくる」など４つの項目を設定し、施策の方向性を示しています。この目標、方針達成に向けた具体的な施策事業は、毎年度予算で決めることではありますが、実施計画は策定していることと思いますので、主な施策、事業はいつ頃、どのように実施する計画かお伺いします。殊に来年度予算編成に向けては、既に具体的な施策を練っているかと思われますので、お示し願います。また、構想として述べている「地域内経済循環の仕組みの創出」、「再生可能エネルギーの地消地産」の目標に向けた具体的な取組、ロードマップはどのように考えて実現を図っていこうとしているのか、お伺いします。

再生可能エネルギー施策の導入には、これからも積極的に取り組み、環境面のみならず地域産業、経済面に結びつけ、地域活性化につなげていきたい、継続してグリーン社会の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。町長の所見を伺います。

次に、小本川・大川の河川環境改善への取組について伺います。本町は、大小の河川が流れ、その源の森林、龍泉洞の水に代表される「森と水のまち」です。森と水に恵まれた自然環境、景観の豊かな町ですが、釜津田・櫃取の盛岡市境を源とし町域内を流れ、小本の太平洋に注ぐ小本川・大川には、東北電力と岩手県企業局の発電用取水堰が設置され、発電のため取水が行われ減水区間が生じています。このうち県企業局が設置、管理する大川取水堰堤は、駒ヶ沢堰堤から岩洞湖に水を送るもので、ダム建設時に配水用トンネルを掘り、分水嶺を越えて大川から岩洞湖に水を送っています。岩洞湖に流入する流量は、大川からの櫃取からの水が一番多いと伺っています。

大川流域の水が入っている盛岡市玉山区の岩洞湖は、国営岩手山麓1,574ヘクタールのかんがい用農業ダムとして建設され、かんがいが主目的のダムでありましたが、現在は県企業局が管理する水力発電の機能を併せ持つ多目的ダムとなっています。1960年完成

の岩洞ダムは、国営岩手山麓開発建設事業中心施設の農業用ダムで、当時、町、地域住民は大川から水を持っていくことには大反対をしましたが、聞き入れられず、強引に持っていかれたとも伺っています。その後、町では、以前、小本川・大川の取水堰に魚道がなく、水なし区間や減水区間の解消など河川環境の改善を図るため、地域住民、関係機関、団体をメンバーとする「小本川水系を守る協議会」を設立（現在は解散）し、河川環境を改善する活動等を行ってきました。この結果、要望運動が実り、水利権の更新時に魚道が設置され、放流量が一部戻って増加し、河川環境の改善が図られ、一本の川となってつながってサクラマスなども遡上するようになっています。

しかしながら、今年の春には、県企業局大川堰堤から長期間にわたり水が全然流れなかったことがありました。町役場には説明があったものと確認したところ、何の連絡もなかったということでした。水は、地域住民にとりまして大切なものでありますし、町にとりましても貴重な財政であります。あと数年後には、水利権の更新時期も来るようでありますので、その前に町の貴重な財産を守り有効な活用ができるように、河川環境の改善を図るため、地域住民、関係機関・団体等で構成する「小本川水系を守る会」を設立し、必要取水量の利活用状況、放流量の監視、水利権更新に向けた調査、協議、河川環境改善のための要望活動を一緒になって行っていただきたいと思います。町長のご所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、環境基本計画の2050年ゼロカーボン達成に向けた脱炭素化の取組に係る施策の実施状況につきましては、現在、公共施設への太陽光発電設備の導入による効果や事業採算性の調査を進めながら、設置可能な施設の絞り込みを行っているところであり、設備設置の優先度や二酸化炭素の削減効果などを踏まえ、導入に向けたロードマップを作成をしまいたいと、このように考えております。

本年度策定を進めております「岩泉町地球温暖化対策実行計画」におきましては、町内全体の地球温暖化対策の取組を検討をしているところであります。また、「岩泉町地球

温暖化防止等実施計画」、いわゆる事務事業編の見直しも進めており、当該計画におきましては役場庁舎などにおける地球温暖化対策の取組を検討をしております。目標達成への具体的な施策の見通しにつきましては、公共施設への太陽光発電の導入に向けたロードマップを基に、LED化なども含め国の補助制度等を活用しながら、設備導入を検討をしております。また、公用車のEV車等への移行につきましても、更新に合わせ、できる限り導入をしております。と考えておるところであります。

次に、「再生可能エネルギー推進計画」の目標達成に向けた主な施策や事業につきましては、国の補助制度であります「重点対策加速化事業」の活用を予定をしております、事業内容の検討とスケジュールの策定に取り組んでいるところであります。事業内容につきましては、公共施設への太陽光発電の導入、町民の皆様や町内事業所に対する太陽光発電や蓄電池設置への補助等、効果的な施策を検討をしております。

次に、「地域内経済循環の仕組みの創出」、「再生可能エネルギーの地消地産」の具体的な取組につきましては、本定例会に補正予算として提案をしております「自立・分散型エネルギー供給システム構築計画策定事業」におきまして、地域に存在する資源で生み出したエネルギーを当該地域へ供給する仕組みを検討し、地域内でエネルギー事業を推進するための実施体制案のスキームを検討をしております。ロードマップにつきましては、実施体制案を基に来年度には事業採算性の調査や検討を行い、その結果を踏まえ、事業展開の方向性を定めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、再生可能エネルギー事業につきましては、地球環境を守る取組であることはもとより、地域への経済波及効果や地域活性化にも大きく寄与するものと考えておりますので、持続可能なまちづくりの柱となる事業として積極的に取り組んでまいります。

次に、小本川・大川の河川環境の改善についてであります。大川の上流部の水は、大川取水堰堤により堰取方面からの河川の水を取水し岩洞ダムへ導いているところであります。議員ご案内のとおり、解散をいたしました「小本川水系を守る協議会」は、大川の水を取り戻す活動を進め、その結果として平成16年には大川取水堰堤に魚道が設置をされ、水量が増えたことで、大川は上流から下流まで魚が遡上できる一本の川となったわけであり。議員ご指摘のとおり、今年の春には、大川取水堰堤の魚道から水が

放流されていないという事例が発生をいたしました。これにつきましては、県企業局を確認をしたところ、「魚道から放流するための機器に不具合があり流れていなかった」とのことで、確認後、再度放流を開始しております。今後におきましては、岩洞ダム建設から約60年が経過し、当時からの状況に変化が生じていることなどからも、地域住民の皆様や関係団体などのご意見等もお聞きしながら、この水系を守っていくために、どのようなことが必要となるか検討をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で答弁いたします。

○議長（菊地弘巳君） 4番、再質問はありませんか。どうぞ。

○4番（畠山和英君） カーボンニュートラルと申しますか、ゼロカーボン達成への取組ということでありまして、今町でも専門の室も設けて体制も整えて、今取り組むというふうなことかなと思っております。

それで、各市町村、県、国もそうですが、各市町村どんどんとやっけていまして、近隣ではまさに宮古市、久慈市は脱炭素先行地域にも指定されていますし、岩泉はちょっと間に合わなかったわけですが、どこにも負けないようにやっけていければなと思うのですが、今ご答弁でも環境基本計画に上がっている具体的な事業のご答弁がありました。ちょっと長くなってすみません。そのほかに、環境基本計画でいろいろ上げているのですが、あまり項目はないのですが、上がって、今回ご答弁にない、環境基本計画に上がっている具体的な事業は、今後どのように取り組もうとしているのかお答えしていただければと思います。例えば具体的には、木質バイオマス資源の利活用促進もあります。そして、今それらについては、どんな感じでどうやろうとしているのか、まずそこからお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 木質バイオマス施設の導入についてでございますけれども、町内の公共施設等を対象に、やはり木質、まき、そういったものとか、チップとかを導入した施設への熱源供給というのを検討しているところでございますが、今山から切り出す木質、まき等の供給の体制とか、あとは施設整備をした上での施設での受入れ等々検討しながら、順次進めていけるように取り組んでまいりたいというふうに考え

てございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山さん。

○4番（畠山和英君） よろしくお願ひします。木質バイオマス、簡単ではない。いろいろありますけれども、ぜひ計画練りながら、やっぱり森林の町ですので、しっかり取り組んでいただければなと思います。

次に、あと具体的な検討と調査ということで、6月補正で再生可能エネルギーの導入可能性調査、今やっているかと思ひますけれども、これは太陽光の関係と、それから小水力に絞っての調査だったかとは思ひますが、今の調査状況あるいは取組状況、そして特に小水力についてはどういうふうに取り組を考えているのか、お願ひをします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現在、再生可能エネルギーの導入可能性調査を実施中でございます。これにつきましては、今議員からございましたように、太陽光発電、これについては町の公共施設を今調査をしております。可能性のあるところ、採算が取れるところ、こういったものはまだあると思っておりますので、そういったところは太陽光を設置しながら、進めるというつもりでございます。

それともう一つは、水力発電、こちら小水力ということになりますけれども、町内の全河川を今調査中でございます。こちらについては、もう既に民間事業者が導入の可能性のあるところに入っているところもございますが、これは引き続き全体を調査しまして、残りまだまだ可能性がありそうです。これについては、もしこの先、自主電源として使えるものがあれば、民間事業者ではなく別な形でやるということも考えられると思ひますので、そういったものについて調査をしております。なお、風力発電、これにつきましては、かなり規模が大きくて、到底町の直営ではできるようなものではございませんので、これは調査から外してございまして、民間事業者がやれるところについては環境調査をしながら、進めているというような状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山さん。

○4番（畠山和英君） 今、調査の途中かもしれませんけれども、小水力、マイクロ水力の今どんな状況ですか。中間報告というか、かなり場所的にはあるかと思ひのですけれども、どうやるかという、誰がやるかというのはありますけれども、今どんな状況で

すか。そこについて、もしありましたら、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 最終的な成果は、1月とはなりますが、現時点で一応机上で全体を見まして、そして図上調査が終わって、現地のほうに今入っていったような状況でございます。その中で、十数か所は、多分可能性として採算が取れるような流域があるのではないかなというようなことで進めておりました。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山さん。

○4番（畠山和英君） 町の事業ではないのですが、この機会にお聞きしますが、ウインドファーム、風の2か所、予定がありますけれども、1か所は既に工事が始まっていて、もう一つの大川、釜津田、外山の夏屋ところの、やっぱり何か延びているのですか。今の状況をもしお聞きしていたら、支障がない範囲でお答えしていただければと思います。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 大川、釜津田のほうの風力発電につきましては、様々お話は聞いていますけれども、用地の関係を今年度全部進めて了解を取るということでやっております。そちらについても、今後まだやらなければならない部分はございますが、大幅な遅れが出ているという話は当方では伺っておりません。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山さん。

○4番（畠山和英君） 環境関係についても、ゼロカーボンについても、町長、あと政策推進課長も常日頃言っていますけれども、環境面のみならず、これを地域活性化というか、経済へつなげていきたいと、そういうことを言っていますので、そのとおりかと思っていますので、どうぞ積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、次の大川の取水環境、河川環境の改善について、ちょっと触れていただきます。検討してまいりたいということですが、関係団体と意見等も聞きながら、水系を守っていくために、どのようになるかというご答弁で、やっていくというふうなことのご答弁でありました。これできれば今電力の水利権が間もなく……令和12年だから、間もなく水利権の更新の時期になります。それから、かんがい水利権のほうも令和8年とかと聞きました。ちょっとこれはあれですが、時期が来ます。その前に、いろんな必要

な調査なり等はやって、できればやっぱり水も必要な分だけは持っていったら、必要な分だけやればいいことですので、もしできれば基本は元の川に戻すことかなと私は思っていて、ぜひそうなればいいかなと思っています。今、県、大きなウエートが、かんがい用水より県企業局の電力のほうの使っている量が、そっちのほうにウエート移っているような感じがして、企業局は収益、ホームページ見ました。5年度の収益は、純利益が16億円です。これホームページですから、公開しているから。そのうちの水力が約9割ですか、そして岩洞湖の割合がそのうちの9割だと約3割弱が行っていると。それで、16億円の金のうちのそのぐらいが入っている。億の金をここで稼いでいるということです。というふうなこともあります。でありますので、やっぱり県企業局の収益は、岩泉町が貢献しているということも言えるのではないかなと思っています。でありますので、水利権の更新に向けまして、あるいは分からないのだけれども、1,400ヘクタールの用地が今どのぐらい使っているか、そして当時の水がまた全部そこは使っていないかなと思うのです。それら等々についても調査というか、それらを調べておく必要がある。そして、次の更新に向けて地域として、地元として話をしていくということが私は必要かなと思っているのです。というふうなことでして、すみません、最後にしますので、ちょっと長くなりましたが、放流量とか取水量の維持の監視、あるいは水利権更新に向けた調査協議とか、今言いましたかんがい関係とか発電取水の調査とか、これについて調査して、これ毎日ではなくて年に1回とか何かをやっていけばいいかなと思いますので、あんまり手数もお金もかかりませんので、できれば町としてこれに取り組んでいただきたいなと思います。私もですけども、地域の人たちの関係者に話をすれば、いろいろのってきってくれるかと思しますので、組織をつくって次の要望活動につなげていくというのは、やっぱりいろんな調査があつてのことかだと思いますので、必要性があればそこらも含めて取り組んでいければなと思います。ぜひそのように取り組んでいただきたいと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今、議員のほうからご質問のありました件ですが、岩洞ダムについては、目的が岩手山麓地区の農業用水、それからもう一つが水力発電ということの2本立てです。新聞報道にもありましたが、農業用水、岩手山麓、盛岡市、滝

沢市についてはやはり農地が減って、それで今解体している用水路もあるというふうな報道がございました。この間、六十数年たって、当時の状況とはかなり変わっていると思っておりますので、その辺は詳細にまた調査をしたいと思っております。

あと、水系の水につきましては、ちょうど8月から12月まで岩洞湖の工事で今取水を止めていまして、大川のほうに全量が流れてきている状況です。先日、私もちょっと見てきましたら、結構水量が増えていまして、やっぱり水系が結構生き生きとしたような、そういった川になっておりました。これは、現状、当時も反対運動もかなりあったと伺っておりますので、そういった意味ではやっぱり水系を守る、今の現状がどうかというのも踏まえて、そういったのを監視しながら、調べてやっていくというのも、これも必要だろうなと。あわせて、やっぱり30年の権利というのが令和12年で30年が来ます。30年たつての令和12年の更新時には、いろいろと協議等がございますので、今そういったのも調査をしながら、その時点にどういったことができるか、今のうちからいろいろ調査をしながら、調べて進めてまいりたいと思っております。いずれにしましても、大川、小本川、この水系を守っていくというのは、重要なことだと思っておりますので、その辺については関係機関、地元の方々たちともこれからもご相談をしながら、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山さん。

○4番（畠山和英君） 今の工事で全部止めないで流しているということでもありますけれども、あと今最近ずっと雨が降って水量多いです。あのぐらい水が流れればいいです。いつもそうはいかないかもしれませんが、ぜひそうなればいいかなとも思っております。なかなか言いづらいのですが、企業局は億の金をこの水でもうけていますので、その関係、地元にもそういう還元はやっぱり考えるべきでもあるのかなとも思ったりはしております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地弘巳君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

次に、1番、千葉泰彦さん。はい、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 1番、千葉泰彦です。本年6月定例会では、人口減少を踏まえ、若年人口の社会減少への対応策としての産業振興策について、地域商社を中心に提言、議論したところです。岩泉町全体感の若年層流出は、事業者における担い手不足にも影響を与えてきております。介護保険事業者の担い手不足も報告されました。岩泉町当局も例外ではないのではないのでしょうか。中途退職者、中長期休職者の増加に加え、採用が思うように進まない状況に見えます。増えることはあっても減ることがない課題と課題に対応する事務の増加で、大変な状況になりつつあるのではないかと危惧しております。このような認識に従い、通告に基づき、以下に一般質問を行います。

1、岩泉町役場における人的資源の活用について。人員の採用も難しく、中途退職者も増えている状況ではないかと推察しております。そこで、以下に3点を伺います。①直近3年の採用状況。従来は1回だった採用試験が昨年度は3度実施されています。背景について回答ください。

②専門職の充足状況。保健師、土木建築技師、管理栄養士、保育士など専門職も不足する傾向と聞いています。本町における専門職の充足状況について回答ください。

③中途退職者に見る働く人の変化。中途退職者の数自体は、増えていると認識していますが、そこから感じられる社会や働く人の職業観の変化など、どのように捉えているのかご回答ください。

2、岩泉町町政課題拡大と、その取捨選択について。人口減少に伴い、これまで家庭や地域で賄っていた事柄が立ち行かなくなり、あらゆることがあたかも行政で対応すべき事柄のように見えることが多くなってきているように感じています。住民自治、観光振興、産業振興など、あらゆる領域にわたっています。さらに、昨今の嵐のような各種給付金の事務も、かなりの負担になっているのではないのでしょうか。増え続ける課題へ対峙するために、限られた人員では、課題の取捨選択を迫られつつある状況かと思っています。

そこで伺います。様々な課題がある中で、優先順位をつけていかななくてはならなくなったときに何を優先し対応すべきか、お考えを回答ください。また、今後、岩泉町役場として必要な役割、機能は何であるか考えるか回答ください。

3、町政課題に対応するための民間活用について。住民自治、観光振興、産業振興と

あらゆる領域で行政依存が進んでいます。そこで伺います。何を、どのような事業を岩泉町役場が直営として、またどういった領域を官民連携、民間委託すべきか、考えを伺います。具体的には、住民自治としての地域振興協議会についてはどのようにてこ入れすべきか、考えを回答ください。観光振興につきましては、先般実施された「平成28年台風10号災害支援感謝の日」は、経済観光交流課が直接事業を実施しました。今後も直接事業を継続するのか民間委託するのか、考えを回答ください。産業振興について、ふるさと納税の事務局は、広報を町外事業者に委託し、それ以外の事務を役場政策推進課が担っていると拝察しますが、今後も現行体制を継続するのか民間委託を進めるのか、考えを回答ください。

我々議会もやってほしいことは突きつけてきましたが、やらなくていいことや合理化策の提示がなされてこなかったと認識しています。少子高齢化、人口減少で生き残るための方策をこれからも共に考えていきたいと思います。

本席からの質問は以上となります。ご回答方、よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、役場における人的資源の活用についてであります。これまでは9月の採用試験と、必要に応じた追加試験の年2回程度実施をしまいましたが、近年の民間企業や他の自治体の採用活動の早期化、採用試験内容の多様化等の流れを踏まえ、新規大学卒業者の確保と、早期に内定を出すことを目的に、新たに7月の前期試験を導入をし、9月の後期試験と併せて年2回実施するなど、新たな対応を取っております。しかしながら、採用決定通知後の辞退の申出が多く、昨年度はやむなく12月に追加試験を実施をしながら、必要な人材の確保を図ってきたところであります。直近3年間では、令和4年度11人、5年度6人、6年度10人を採用をしております。

専門職の充足状況につきましては、時々業務のニーズにより計画的な採用に努めてきておりますが、保育士や保健師は必ずしも充足をしている状況にはないと、このように認識をしておりますので、今後募集を継続をしまいたいと、このように思っております。

次に、中途退職者の状況についてであります。直近では令和3年度から5年度末までで15人が中途退職をしております。これは、個々の事情について、例えばご家族の事情、結婚によるもの、また、若手職員におきましては新たなステージにステップアップをするための退職というような状況で、これまでの終身雇用の考え方の大きな転換期にかかってきている、このように捉えております。今後におきましても、優れた職員の確保は、維持可能なまちづくりを推進していくために不可欠でありますので、引き続き採用における様々なアイデアや工夫を凝らしながら、積極的な人材確保に努めるとともに、入庁してからの人材の育成、資質の向上になお一層注力をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、町政課題の拡大とその取捨選択についてであります。まさに議員ご指摘のとおり、人口減少が加速化をし、行政が対応すべき課題は増加の一途をたどる中で、時代の変化も激しく、職員の取り組むべき業務も増大をしております。また、デジタル化が進み、業務への対応は従来よりもスピード感が求められる状況にあります。これまで効果的であった手法を踏襲をするだけでは対応し切れず、さらに多くの情報を適切に分析をし、新たな視点を取り入れた政策の実施が必要となってきたところであり、近年の多様化、複雑化する課題は、相互に関連をしているものであり、それらの課題対応に優先順位をつけることは困難ではありますが、それぞれの必要性、緊急性、財源の確保、さらには町民生活に直接与える影響なども考慮をしながら、行財政改革等の推進や、事業のPDCAの中で業務の優先順位を見極めながら、実施をしていく必要があるものと、このようにも認識をしているところであります。今後、町といたしましても、必要な役割・機能につきましては、人口減少により町民力が弱まる状況の中で、地域住民、事業者、団体など、それぞれの役割を明確化をし相互に連携を深め、課題を共有をしながら、持続あるまちづくりを進めていくことができるよう、中心的な調整を担うとともに、町民生活に直結する行政サービスを今後も安定的に提供していく必要があるものと考えております。

次に、町政課題への民間活用についてであります。町民サービスの中でも経済的な利益につながるものについては、地域商社などを含め、官民連携、民間への委託が効果的であるものと考えられますので、それらの業務につきましてはアウトソーシングの検

討を進めることが将来的な人口減少を見据えた場合に町民と行政、双方の利益につながるものではないかなと考えているところであります。

次に、地域振興協議会の今後の在り方ではありますが、地域との意見交換などでは、高齢化や人口減少が進む中で、「活動が難しい」、「イベントなどの開催が難しい」との声も最近特にお聞きしているところであります。地域振興協議会が発足をした当時と比べた場合、高齢化や人口減少が加速度的に進み、当時の趣旨と乖離が生じてきているのではないかなと、このようなことを感じているところであります。そのような中であって、地域自らが行うべきものを取捨選択をする必要もあり、少子高齢化や人口減少が進む中、地域を維持存続していくため、町も地域と一緒に意見交換をしながら、将来に向かって住みよい地域となるよう歩みをさらに進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、先般実施をいたしました「平成28年台風10号災害支援感謝の日」につきまして、災害を忘れず多くの方々からの支援に感謝をする日として、町のシンボルである龍泉洞の入洞料を無料にするなど、感謝の気持ちを表したところであります。この企画につきましては、まずは3年間、町が直接事業を実施する考えであります。その後は、町内外の情勢を踏まえ判断をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、ふるさと納税の事務局についてではありますが、令和5年度は3億3,000万円の納税額と年々金額は増えており、本年度におきましても上半期の状況では順調に伸びてきております。今後は、可能であれば納税額を増やしていくための企画広報や営業、返礼品の開発など、民間でできるものは移行をしながら、民間ならではのノウハウや機動力をフルに活用をしてまいりたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、いかに町民の皆様が生きがいを感じ、安全安心で幸せな暮らしを送っていただけるか、引き続き議員の皆様からの多様なご意見を賜りながら、各般の施策に取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、再質問はありませんか。どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 私、仕事の関係でいろんな自治体に出向いて行くことが多くて、自治体の職員ですとか、執行者である市長さんたちとお話する機会もあるわけですね。

れども、同規模の人口の自治体に比べますと、人員、あとは予算ともに1.2倍から1.5倍の体制を岩泉町は取っているのだなというふうに感じているところです。人口密度がキロ平米8人を切る状況であっても、沢々の人たちに対しても、途切れのない、切れ目のない福祉向上に取り組むということを、行政効率をある意味度外視で懸命に取り組んでいただいているという状況かなというふうに理解をしております。今回このような質問をさせていただきました意図は、ただこれから先を考えましたときに、努力の方向性を少し変えていかなければならないのではないかという認識に立って、あえて質問をさせていただいております。ご了承ください。

追加の質問に入ります。まず、人員の確保についてです。町執行部も人員の確保に大変苦勞されているということと、専門職も例外ではないということを認識しました。一方で、専門職においては、例えば保健師の定員不足に対して職域の重なる管理栄養士さんを増員しまして担ってもらおうといったような工夫も始まっています。これは、どういったことかということ、私なりに考えますと職域、専門領域が明確であれば代替可能な場合も出てくるのではないかとという事例であろうというふうに認識しています。また、就労意識の変化についても回答いただきました。公務員も非常に流動性の高い労働市場環境になったというふうに認識します。流動性の高い労働市場において有効なのは、誰がやっても同じようにできる標準化ですとか、職域専門領域を規定するなどの対応が有効策としてあるのではないかとというふうに考えます。

そこで、一般職が担っている職域を専門領域ごとに整理提示し、現行の専門職の枠を少し広げてみてはいかがでしょうか。例えばDXに関する業務をデジタル技術職として規定するというようなことが挙げられるかと思います。それは、行政事務にたける人、デジタル技術にたける人のようなすみ分けを明確にするということです。このような整理は、採用ですとか組織運営上も有効ではないかと考えますが、当局の認識をお答えください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、先ほど議員からお話がありましたとおり、前段でございましたが、保健師の確保は確かにもう難しい状態が続いてございます。ここ3年ぐらい募集をかけても同じ状況であるということで、現在は採用募集、栄養士、こちら

のほうを募集しておりまして、医療関係も予防施策に力を入れるとなれば、食の部分からの健康管理というふうに、現在は今年度も栄養士を今募集している状況で代替のほうは進めているということでございます。

お話がございましたが、専門職の部分、事務的な部分も専門部分への領域を分けないかということでございますけれども、実際のところ現在やはり全国的に、岩泉町だけでなく、全国的にも各地方自治体のところでは少子化に起因するまず人口減があつて、本当に喫緊の課題というよりは直面する課題として、なかなか募集をかけても応募が来ない状況が続いてございました。その中でも今はかなり整理されてございまして、ある程度、原因、なぜ公務員の希望が少ないのかという原因の中には、やはり日程の関係が重複する、あとはデジタル化が進んでいない、そしてやりたい仕事に手を挙げるシステムがない。ほとんど役場は総合管理職的な、異動もありますし、どの部署に行くか分からないような状況になっています。そして、あとは、人のために働きたいという若者の意見、やっぱり減ってきているというのもございます。先ほど議員からお話があったとおり、やりたい仕事に手挙げシステムがないというのがまず項目に当たる部分でございまして、その課題に対応するためには、今各自治体のほうでも取り組んでいるのは技師なり、あるいは保健師なりという専門職のほかに、事務のほうもデジタル部分であれば、そういった部分に特化した部署といったように取り組んでいるところもございますが、ただそういった細分化していくと、今度はやはり人員の数のほうがある程度必要になってくるので、そのところは現在の定員管理計画等も見ながら、あるいはまた業務の状況を確認しながら、まず職員の総枠の部分も検討に入れながら、部署のほうは現在でもある程度環境分を今回特化したりしていますが、それは検討しながら、進めてまいりたいなと思ってございました。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、千葉さん。

○1 番（千葉泰彦君） 重点課題は、適宜判断して、官民連携を進めて行政サービスを今後も安定的に提供するというご回答いただきました。行政サービスの質、提供について、やり方についての質問です。例えば支所業務ですけれども、行政の事務について一部民間機関に、企業に委託をするといったようなことは検討する価値があるかなと思いますが、当局の認識をお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 例に挙げられました支所業務の民間委託の関係ですけれども、やはり現在は結構郵便局さんといえますか、ゆうちょさんのほうからもそういった行政サービスに係る部分を委託をしてもいいですよというような話も伺っております。ただ、しかしながら岩泉町の場合は、面積が大きいために、各支所に職員配置しまして、地域振興の部分も担っていただいております。ですので、実際の行政実務の分、事務の分での窓口の証明交付となれば何とか委託ができるかとは思いますが、やはり各地域から支所がなくなってしまうということは、各地域での気持ちといえますか、その辺を考えていくこととなりますので、そこは様子を見ながら、今後ちょうど何年か前に出生者数が、生まれてくる子供が19人いる年がありましたが、これがあと15年もすればその方々が今度働くようになってきます。となると、本当の町の人口自体も大きく減ってくるので、その後、町の行政自体も耐えられるような体制になっているかどうかというのは、大変疑問があるところは大きいので、そこは状況を見ながら、まずは町民の減少の状況、あるいはそれに合わせた職員のほうも数のほうがどれくらいの規模になってくるかございますので、その辺を勘案しながら、そういった業務のほうの見直しも考えていきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉さん。

○1番（千葉泰彦君） 答弁の中に、行財政改革の推進についても触れていただきましたが、進捗状況について、可能な範囲でお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 進捗状況、何の進捗だったのでしょうか……行財政、承知しました。行財政状況のほうは、現在令和3年から8年の行財政のほうの計画立ててございますが、実際のところはある程度今までの事務等の分の見直し部分でございましたので、小さな状況確認ではございました。今後は、かなり世界情勢、気候等も変わってきていて、我々の事務のほうも大きく漫然とした今までの事務というので進めていくことはちょっと難しくなってきていますので、そういった際に見直しをかけながら、進めていきたいということで、まだ現在は計画のところの少し大きな変更分、そのところを進めているところではございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 次に、地域振興協議会についてです。町も地域と一緒になりと回答がありました。地域ごと、実情ですとか、身の丈に合わせて地域振興協議会の役割、事業を見直すことを地域と一緒にやるというふうに理解しましたが、その理解でよろしいか、回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域振興協議会につきましては、現在やはり地域のほうの声というのは、イベントがなかなかできなくなってきたと。人口減少、あと少子化、そういった中で、有芸地区でも去年から栃の木のお祭りができなくなったという話を聞いております。そういった中で、私のほうでも地域の課題というところを意見交換をしようと思ひまして、実はお盆明けに各地区それぞれ個別にやろうと思って日程設定していたのですけれども、台風5号の関係でできなくなりまして、これは延ばしておりました。私のほうも出向きまして、それぞれの会長さんとか事務局と意見交換をして、それぞれの地区がどういった課題があつて、ではこれからどういったところに向かうのだというあたりを、我々も一緒になってちょっと相談をしたいということで今動いております。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、千葉さん。

○1 番（千葉泰彦君） 地域によって様々だろうと思うのですが、例えば助け合いですとか、結いのところだけは残そうというのであれば、行政連絡員さんですとか民生委員さんに集落支援員さんを兼ねていただいて、見守りの体制はきっちりすると。そのほかのことについては、他の地域振興協議会と一緒にやっていただくとか、そういった割り切りですとか柔軟さも必要かと思ひますけれども、認識をお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域それぞれ個別のことはあるかもしれませんが、やはり地域が求めるものが何かと。イベントをやるのが目的ではなくて、地域地域を今後も持続可能な形で後世につないでいくと。その中で、皆さんが安心、安全に生きがいを感じながら、暮らしていくということになると思ひます。その中で、ではそれぞれが例えば防災の観点ではみんな命を守りましょうと、自分たちでやりましょうという

ことが目的であれば、そういったコミュニティーをつくるための行事もあるかもしれませんし、会合があるかもしれません。そういったのも皆さんがやるべきものと言うのですか、そういったものを一緒になってちょっと考えていかなければならないなど。その中で、今あったような見守りの観点であれば、では誰がやるのが適切かとか、そういったのも含め、いろいろ考えるところはあるのかなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、千葉さん。

○1 番（千葉泰彦君） これまでやってきたことができなくなった、どうしようで止まっているところもあるのかなというふうに見受けられますので、やりたいこととできることの乖離ですとか、必要なことを再確認していただくといったようなことを一緒にやっていただけると、それぞれが実情に合わせた地域振興になっていくのかなというふうに思いますので、お願いをします。

昨年の秋、小本鮭まつりには、有芸地区の方々が来て物産の販売をしていました。全ての地区で、先ほど答弁にもございましたけれども、祭りが継続できないような状況もあると。であれば、地域間での事業交流みたいなものを積極的に進めるというの、補い方としてはあるのかなというふうに思います。祭りがなければ駄目だ、何がなければ駄目だというのは、20年前の設立当初の既定路線を踏襲することが目的化しているからなのだと思うのです。ですので、先ほどご答弁いただいたように、地域の実情に合わせた柔軟な地域振興の方策と一緒に考えていただきたいというふうに思いますが、改めて認識をご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域振興協議会も年数がたっておりまして、当時と今では人口の数も違いますし、高齢化率も違ってきます。その中で、やはり皆さんが当時と同じような気持ちでいろいろやろうと思っても、それはできないというのは、現実そうだと思います。地区ごとの交流というのもありまして、有芸のほうには、岩泉の振興協議会から出店をしたりとか、先ほどのように小本と有芸とか、そういったつながりはありますので、そういったのも振興協議会の会長さんのほうには話してはあります。その中で、やはりそれぞれの地区が何が必要か、これからやっていくためにはどういうのが必要かというのを伺いしたり一緒になって考えて、それこそイベントがそんな大規

模でできないのであれば小規模でもいいかもしれませんし、あとはほかの地区との連携をしながら、維持してもいいかもしれませんし、いろんな策はあるのかなと思っており
ますので、今後も皆さんとそこは膝詰めでちょっと相談したいなと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、千葉さん。

○1 番（千葉泰彦君） このように、地域振興協議会に関わる業務を整理していきますと、
状況によっては民間と連携をして支所業務を委託する、あと施設管理をどうするかとい
うことはあるかなとは思うのですけれども、そこを地域振興協議会が持てるのかどうか
で整理できるかどうかということは変わってくるかなと思いますが、先ほど来、政策推
進課長と議論しているような方向で、地域振興協議会の役割ですとか業務が整理でき
てくると、行政事務の民間委託を進める足がかりにはなっていくという理解でよろしいで
しょうか。ご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 先ほど来、政策推進課長のほうからも話がございましたが、
振興協議会の役割のほうも変わってきてございますので、そのところはやはり整理し
ながら、行政がやるべき役割、あるいはそして振興協議会に協力をお願いする部分、そ
のところを検討しながら、今後は進めてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、千葉さん。

○1 番（千葉泰彦君） 支所をなくしなさいということでは言っているのではないので、そ
うやって民間でやっていただける分と、あとは少ない人員でも賄えるような支所になっ
ていけばいいのだろうというふうに思いますので、あえて説明をさせていただきます。

ちょっと話が前後しますが、戻しますけれども、先ほど重点課題について、重点課題
は業務の P D C A を回して総合的に適宜判断する旨の答弁をいただきました。地域振興
協議会と同様に、町執行部の中でも目的を創出しているから、これまでやってきたので
続けているですとか、なぜか続いている業務みたいなものがあるのではないかというふ
うに危惧をしておりまして、それは職員の負担になっていないかなということも心配し
ているところですが、これまでやってきたから続けているけれども、本来的に見
直しが必要なことがありますか、ありませんかということと、あとはあるのであれば、
それは取り除く必要があるのだろうというふうに思いますが、認識をご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） これまでやってきた業務ということで、我々のほうは、やはり必要な業務ということで行政サービスということで続けてはまいりましたが、その中でも先ほどの行財政計画とか、チェックを毎年行っておりますし、それで各課には紹介しながら、アウトソーシングできるものとか、あるいは事業自体をもうこれはストップしてもいいのではないかとということも進めていますし、事業評価も行ってございますので、事業評価のほうも結果を参考にしながら、事業部分、やるべきもの、必要がなくなってきたものというのは判断してまいりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉さん。

○1番（千葉泰彦君） 地域振興協議会に話を戻しますけれども、設立が20年たちまして、これまでの既定路線の修正を地域と一緒にやっていくという回答をいただきましたけれども、事業自体の総括ですとか、今後の地域ごとの指針自体を改めて既定路線の変更だけではなくて、しなければいけない時期に来ているのではないかなというふうに考えますけれども、認識を回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域振興協議会につきましては、議員がおっしゃったとおりで、20年たっている中で状況が変わってきていますので、今後この後、人口予測で言えば2050年には4,099人という予測が岩泉町は出されています。その中で、ではどういった役割を持って持続可能にしていくかというのは、これは今までの分も総括したり、それで皆さんからのご意見もいただいたりしながら、やっていかなければならないかなと。それで、その中で支所業務もあって、そこに地域振興協議会の事務局、推進員さんもいて、その中でどういった業務で、例えばダブっているものがないのかとか、整理できないのかと、例えば見守り事業であれば、ほかとかぶっているものがないのかと、そういったのも整理可能なところはしていかなければならないのかなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉さん。

○1番（千葉泰彦君） 既定路線の修正もそうですし、今ご回答ありましたとおり、総括をして前に進んでいただきたいなというふうに思います。総括をする際にも現行の担当

課の状況で、ではそういった業務ができるのかということもあるのかなと思います。例えば地域振興については、専門のコンサルがいたりするわけです。そこに何百万円かけても、例えばそこから上がってきた素案、結果に対して、これまで関わってきた人たちの目線を加えて加筆修正して、今後の指針に役立てていくといったような民間の活用も考えるべきかなと。自分たちでやってきたから全部自分たちでやらなければいけない。できればいいのですけれども、そういった柔軟な民間活用も必要ではないかというふうに考えますが、認識をご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） まずは、個別、それぞれの地域での課題が違ってきていると思いますので、それは私のほうでいろいろ聞き取りをしながら、ただその後にはこれを、では皆さんとどういうふうにやっていくという組立ては確かに重い仕事があるので、そこはスキル、ノウハウを持った方に相談をしたり、指導を仰ぎながらやるというのは、これは一つのものだと思います。その中で、町がこれから考えていることを伝えながら、いろいろと一緒にやっていくというのはあると思いますので、それも含め、ちょっと考えてみたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、千葉さん。

○1 番（千葉泰彦君） 次に、台風10号災害支援感謝の日について質問をします。

3 年間、ご自分たちでおやりになって、それから考えるということではあったのですが、1 年目は終わってしまったのですけれども、3 年、手前みそで続けてから 4 年目に考えるでは、やっぱり年間100億円超えるような予算の執行機関の事業としては、失礼ながら稚拙かなというふうに思います。やること自体の意義を否定するものではないので、そこはご了承いただきたいと思います。展開や巻き込みを当初から 3 年計画に入れ込んで、やりながら軌道修正をするといったような進め方が望ましいのではないかとこのように考えますが、認識をご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

感謝の日を今後どのようにしていくかにつきましては、今回の感謝の日は龍泉道事務所が入洞料を無料にすることを主体に考えてございましたが、民間の皆様の自主的な参

加が、今回は道の駅あるいは周辺の事業者の皆さんということで参加をいただいたところ
です。今後におきましても、感謝の日として町民全体の感謝の日とするためにも、自
主的な形での参加を促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、千葉さん。

○1 番（千葉泰彦君） また、感謝の日を表し、町民が認識を新たにする機会という位置
づけだというふうに認識していますけれども、内外にそういった岩泉町の気概を示す
ということで申し上げますと、例えば実際によそで災害が起きたときに龍泉洞の水を 2 ト
ントラックとかに満載して、直接被災地に届けるというようなことも実効性と社会的イ
ンパクトは大きいのではないかというふうに認識しますが、認識をご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 議員のおっしゃるとおりだと私も思いますけれども、
まず近年は備品、備蓄等も進んでおりまして、水も各地にございます。そういった観点
から、それから現在は対口支援ということで支援の方法も変わってきております。人、
物、金、それから町の資源、こういったものをその時々状況に応じて、感謝の気持ち、
支援を今後も続けてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1 番、千葉さん。

○1 番（千葉泰彦君） 災害救助法が適用になって、激甚指定されて国庫補助率が上がっ
ても、財源をどう確保するかすら見当がつかずに途方に暮れる自治体というのも実はあ
って、例えば先般の小川地区の断水のように、物があっても何があっても、提供しなけ
ればいけない現状ですとか、小規模でも断水するといったようなことは出てくるので、
備蓄はもちろんそうですけれども、救助法が適用されるような災害であればお困りの方
々はたくさんいるだろうというふうに考えますので、柔軟に考えていただければなとい
うふうをお願いをします。

先ほどの答弁でもございましたが、年間20名程度の出生数で直近は推移しているとい
うことです。私たち議員もこうやって口角泡を飛ばし、文句を言う相手があって初めて
議論が成り立つわけですが、20年後、採用する人すら誰もいなくなってしまうのではな
いかという危機意識で、今回質問をさせていただいております。その危機意識を共有し
た上で、今五月雨式に申し上げてきたことを整理しますと、1 つ目は民間に任せる仕事

を洗い出して整理、委託をすると、2つ目が余剰ができた人員で大胆な行財政改革を行う、3つ目が働きやすい環境をつくり採用のセールスポイントにすると、4つ目が新規の採用活動にこれまでの取組をつなげていく、そういったプロセスが必要なのかなというふうに思っていますし、行財政改革であっても、必要に応じて民間のノウハウですとか資源を活用すべきだというふうに思っています。そして、この危機的状況は、できるかどうかという方法論の検討ではなくて、この町にこれからどういう乗り越え方が必要かどうかという判断のほうがまず迫られている状況かなというふうに認識しております。くどくどと五月雨式に様々申し上げましたが、これからも一緒に考えていきたいというふうに思っていますので、お願いをして、本席からの質問とします。

以上です。

○議長（菊地弘己君） それでは、中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） 私も今議員のご質問、そして一般質問を聞きました。非常にそのとおり、私も同じ認識であるわけであります。これからの時代を見据えた場合に、もう人口のパイは、どんどん、どんどん縮小するよと。いみじくも議員も質問の中でもやってほしいことは突きつける、ところがやらなくてもいいことや、そういう合理的な提言等については、議員の皆さんは町民の代表でありますから、町民の皆さんのご意見を賜りながら、あれもやれ、これもやれということが出てくるわけです。今のような財政規模、これはもうこれから2040年、2050年になると、そうすると今の、ちょっと100億円ぐらいの予算規模で、何とか地域の皆さんのご要望に応えるような形の中でやってきている。これが果たしてできるかということなのです。ですから、これは、私はいつも言っているのですが、議会と町がやっぱりワンチームでこれからの未来を見据えながら、どういう形のシステムをつくっていくのかというのは非常に大事なことであります。ですから、先ほど、例えば地域振興協議会の問題も出ました。これを一回リセットをして、では振興協議会をやめたら、何がどういふものが起きるのかと。住民は、何が困るのかということにもなるわけです。ですから、従来の発想をやはりこれからは徐々に切り替えていかないと、非常に……ですから、今最後におっしゃった民間の委託の問題、これ例えば今の人口減少でパイが小さくなっている中で、行政がやってきたもの、ではできれば私は理想は町内でそういう受皿をつくっていただければいいと。ただ、そのときにも

我々がやっぱり血税を使った中での事業をやっているわけでありますから、しっかりとそれを町の意向目的に沿った形の中でできる環境を、ではどう構築をする、していけるか。それもやはり町民に不安を与えるような、ただ民間に地元のどこかの団体に預ければいいのかと、それが未来に向かって本当に効果があることになるかということになれば、非常にこれはこれまた難しい問題がある。では、どこかのよそのところにそれをただやればいいのかということになっても、いろんな一長一短あるわけでありますから、あとはこれから町としても行政改革はやっぱり徹底してやっていかなければいけない。

この前、たまたま総務省のお偉い方のお話の中では、小さな町、村の中で、端的な2点だけ私は発言しますよということで聞いてきました。その中で、一番ハード事業の老朽化対策です。国もなかなか財源の問題で、それを全面的に支援するような環境に今でもなかなかない。そうすると、それぞれの市町村の中で対応しろと。特にその中の一例は、水道事業なんか特に、下水道も含めて、これは老朽化をしてくる。パイは少なくなる。利用者が少なくなる。では、今の基本料金2,000円で済むのかと。4,000円、6,000円、8,000円取らなければ、今これ公営企業的な格好でやっているわけですが、そういう時代になりますよと。それからもう一点、今相当の会計年度任用職員もいますが、こういう方々をそのままこれから5年も10年も20年も確保できるかということなのです。今小さな町村、そういう本当に厳しい状況に陥っているという自覚の認識をまず持ってほしいというような、そういう発言でありました。私も同感でありました。これから本当にただただ人を減らせばいいということではないのですが、まさにそういう部分では我々もそういう従来の、これまでの20年、30年の発想で、これからは右肩上がりのような形の中で財政運営ができるということになれば、できない。これは、もうはっきりしているわけでありますから、そうすると取捨選択をする、町民の皆さんも我慢すべきことは我慢する。自ら努力をしてもらうことも出てくるわけです。そういう痛みを伴うような行政運営になるよというのは、これはお互いにこれから自覚をする必要がある。

だから、いみじくも千葉議員がおっしゃったように、議会の中でもいろんな要望は、これは私も真摯に町民の代表である議員の皆さんですから、受け止めますが、ただ一方では見直す、やめる、そういうものもないと、限りある財源を、ではただただ膨らまして借金をつくって、どんどん、どんどんやっていく、こういうもうスタンスが駄目だと

いう、私は最近ずっとそういう思いを持っておりますので、いみじくも今日はそういうご提言ももらったので、共に一緒になってこれからの岩泉町、5,000人、4,000人になると思うのです。そういう中で、本当に持続可能なまちづくりを進める場合に、こういう場合によってはお互いに厳しい決断もせざるを得ない。そうはいっても、それを一つ一つ丁寧に町民の皆さんにご理解をいただく、町民の皆さんとしてやるべきことはやってください。今の9割補助もやっています。これができるかと、5年も10年も20年も。ですから、そういうことをお互いにこれからは大いに議論する議会であってほしいのと、私はそう思っていました。ですから、これからはお互いに腹を割って本音で議論しながら、現実的にはお金の問題ある。ところが一方では、高齢者の皆さんもいろんなことで悩んで苦しんでいる部分もある。医療費の問題もある。本当に年金だって、この10年間上がっていないわけですね。今物価も上昇している。そういう中で、本当に町民の皆さんも悩みながら、苦しみながら、何年も岩泉町を愛して、ここで住んでいるわけありますから、しっかりとそれは支えるが、いわゆるそういうめり張りをつけたようなことで、お互いに我慢するものは我慢する。でも、これは、やっぱりやろうではないかというものは決断もする。お互いにこれからそういうような環境をつくりながら、そういうみんなで知恵を出しながら頑張っていきたいと、そんな思いで、最後のところにそういう一文もあったものですから、私もこれについてはなるほどなと感じましたので、あえて発言をさせていただきましたので、何とかご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（菊地弘巳君） これで1番、千葉泰彦さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 零時07分）

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 3 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 8 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 6 年 9 月 1 7 日 午後 3 時 4 0 分				
	散 会	令 和 6 年 9 月 1 7 日 午後 3 時 5 2 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 9 月 1 7 日 (火曜日) 午後 3 時 4 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 2 議案第 2 号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 3 議案第 3 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 4 議案第 4 号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 5 議案第 5 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 6 議案第 6 号 ふれあい農園条例を廃止する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 7 議案第 7 号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 8 議案第 8 号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 9 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 5 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 10 議案第 10 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 11 議案第 11 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 12 議案第 12 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 3 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 13 議案第 13 号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 3時40分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第13、議案第13号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）までの13件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、三田地泰正さん。

〔条例補正予算審査特別委員長 三田地泰正君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（三田地泰正君） 令和6年9月17日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。条例補正予算審査特別委員長、三田地泰正。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町印鑑条例及び岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例及び岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 ふれあい農園条例を廃止する条例について、原案可決。

議案第7号 農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第8号 岩泉町立学校設置条例及び岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第10号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第13号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 条例補正予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった13件の議案は、条例補正予算審査特別委員会において審査が十分になされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。議案第1号から議案第13号までの13件に対する討論を一括して行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時52分）

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 4 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 8 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 6 年 9 月 2 0 日 午後 4 時 1 5 分				
	閉 会	令 和 6 年 9 月 2 0 日 午後 4 時 4 7 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 9 月 2 0 日 (金曜日) 午後 4 時 1 5 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第 2 号 令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第 3 号 令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第 4 号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第 5 号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第 7 号 令和 5 年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第 8 号 令和 5 年度岩泉町水道事業会計決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 15 号 ふれあいらんど岩泉再整備 (その 1) 工事の請負変更契約の締結
結に関し議決を求めることについて
- 日程第 10 議案第 16 号 ふれあいらんど岩泉再整備 (その 2) 工事の請負変更契約の締結
結に関し議決を求めることについて
- 日程第 11 議案第 17 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第 1 2 請願第 1 号 現行の健康保険証を残すことを求める請願

(総務常任委員長報告)

日程第 1 3 発議案第 3 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書(案)の提出について

(畠山昌典議員外 5 名提出)

閉 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 4時15分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） これから議事日程に入ります。

日程第1、認定第1号 令和5年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第8、認定第8号 令和5年度岩泉町水道事業会計決算までの8件を一括議題とします。

本決算について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、三田地和彦さん、どうぞ。

〔決算審査特別委員長 三田地和彦君登壇〕

○決算審査特別委員長（三田地和彦君） 令和6年9月20日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。決算審査特別委員長、三田地和彦。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

認定第1号 令和5年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第2号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第3号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第4号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第5号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第6号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第7号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第8号 令和5年度岩泉町水道事業会計決算、原案認定。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった8件の決算は、決算審査特別委員会において審査が十分にされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件に対する討論を一括して行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号については原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、議案第15号 ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第15号 ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事。

2、工事場所。岩泉町乙茂字大向地内。

3、契約金額。当初請負額3億8,229万円、変更請負額3億6,977万4,900円、変更による減額1,251万5,100円。

4、請負者。住所、盛岡市上堂4丁目11番8号。氏名、昭栄建設株式会社、代表取締役、武田克彦。

令和6年9月20日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ふれあいらんど岩泉再整備（その1）工事について、デジタル田園都市構

想交付金対象項目の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料を御覧願います。工事期間は、右側上部に記載がございますが、令和6年4月23日着工、令和7年3月31日完成予定で変更はございません。

整備の変更内容項目は、表右側説明のとおりとなっており、配置図に色違いの枠組みを表示してございます。

さきの第2回町議会臨時会で、補正予算をお願いする際に事業概要をご説明申し上げましたが、財源が国の補正予算対応となる部分があり、補助対象事業となる工種を令和5年度からの繰越明許費予算でその1工事、町の単独事業となる工種を令和6年度現年度予算でその2工事と分類しての対応となっております。

国の補助対象事業となるその1工事の変更内容は、配置図上部、赤枠線、ロイヤルコテージの配置変更、右側中段、だいたい色枠線、コテージ2棟の取消し、その上、水色枠線、グランピング施設の配置変更、左側、若草色部分、キャンプ場、あずまや変更、右側中段、紫色枠線、トレーラーハウス1棟撤去となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第15号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、議案第16号 ふれあいらんど岩泉再整備（その2）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第16号 ふれあいらんど岩泉再整備（その2）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

ふれあいらんど岩泉再整備（その2）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。ふれあいらんど岩泉再整備（その2）工事。

2、工事場所、岩泉町乙茂字大向地内。

3、契約金額。当初請負額1億7,266万円、変更請負額2億966万円、変更による増額3,700万円。

4、請負者。住所、盛岡市上堂4丁目11番8号。氏名、昭栄建設株式会社、代表取締役、武田克彦。

令和6年9月20日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ふれあいらんど岩泉再整備（その2）工事について、設計内容の確定に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、右側上部に記載がございますが、令和6年4月23日着工、令和7年3月30日完成予定で変更ございません。

整備の変更内容項目は、表右側説明のとおりとなっており、配置図に色表示してございます。先ほどご説明申し上げましたが、町単独事業となる工種を令和6年度現年度予算で、その2工事と分類しての対応となっております。町単独事業となるその2工事の変更内容は、配置図左上の濃い青色枠の用地造成、地盤調査の箇所数増、中段、紫色のコテージが3棟から5棟と2棟増となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第16号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、議案第17号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第17号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、中型フックロールコンテナ。型式、J R 04—12N。数量、3台、契約金額、904万2,000円。

2、取得の方法、買入れ。

3、契約の相手方。住所、大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号。氏名、極東開発工業株式会社、代表取締役社長、布原達也。

令和6年9月20日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。畜産振興事業の用に供する家畜し尿運搬用コンテナを買入れしようとするものである。

この家畜し尿コンテナは、平成16年の堆肥センター稼働時に43基、平成30年に運搬車と合わせて5基購入し、計48基でありましたが、当初稼働時のものは使用から20年経過し、劣化が激しく、17基のみが使用可能となっており、平成30年購入の5基と合わせ、現在22基で収集運搬を行っております。直近10年では、使用農家が9軒から11軒で推移しており、予備機がない状態のため、3基購入し、緊急収集や既存コンテナ破損に備えるものでございます。確保基数を26基で計画しており、20年経過の17基の更新を順次行っていくものでございます。

次のページ、2ページ以降に参考資料として中型フックロールコンテナの概要、外観図をおつけしております。

納期は、令和7年3月31日でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第17号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第12、請願第1号 現行の健康保険証を残すことを求める請

願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、畠山昌典さん、どうぞ。

〔総務常任委員長 畠山昌典君登壇〕

○総務常任委員長（畠山昌典君） 令和6年9月20日、岩泉町議会議長、菊地弘已殿。総務常任委員長、畠山昌典。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

事件の番号、請願第1号。

件名、現行の健康保険証を残すことを求める請願。

審査の結果、採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（菊地弘已君） ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘已君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘已君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。本請願に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘已君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘已君） 日程第13、発議案第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見

書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

3 番、畠山昌典さん、どうぞ。

〔3 番 畠山昌典君登壇〕

○3 番（畠山昌典君） 発議案第 3 号、令和 6 年 9 月 20 日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。

提出者、岩泉町議会議員、畠山昌典。賛成者、岩泉町議会議員、千葉泰彦、同じく八重樫龍介、同じく合砂丈司、同じく早川ケン子、同じく坂本昇。

現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第 13 条の規定により提出します。

別紙を御覧ください。現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）。

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及を進めるため、2024 年 12 月 2 日に現行の健康保険証を廃止することが決まっています。

しかし、マイナンバーカードの紛失や利用時のトラブルなどへの、患者・国民の不安は解消されておらず、厚生労働省の発表でも、マイナ保険証の利用率は 2024 年 7 月時点で 11.13% と低迷しています。

今現在対応し切れない医療機関もあるなど、不利益が生じている現状を鑑みると、この対応には慎重を期するべきであると考えます。

よって、本町議会は、国に対し、現行の健康保険証の存続を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 20 日、岩手県岩泉町議会議長、菊地弘巳。

なお、意見書提出先については、一覧を御覧ください。

以上で終わります。

○議長（菊地弘巳君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第 3 号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから発議案第 3 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 4時47分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

坂 本 昇

署 名 議 員

早 川 ケ ン 子

署 名 議 員

三 田 地 和 彦
